

總力戦机上演習研究資料

通商破壊戦ノ限度

中 島 少 將

獨逸ノ逆封鎖竝ニ通商破壊戦ニ依リ果シテ英國ヲ屈服セシメ得ベキヤ否ヤ、換言スレバ通商破壊戦ノ限度如何ノ質問ハ屢之ヲ耳ニスル所ナルガ、吾人ハ須ラク本問題ニ對スル的確ナル見解ヲ持セザルベカラズ。

第一次歐洲大戰ニ於テハ水上艦艇ヲ以テセル英ノ對獨封鎖ハ成功シ、潜水艦ヲ以テセル獨ノ對英封鎖ハ失敗ニ了レリ。此ノ點ニ關シ「ルーデンドルフ」ハ其ノ著「國家總力戦」ニ於テ左ノ如ク述べ居レリ

「我國デハ海上ノ封鎖ノ爲ニ國民ガ饑餓ニ陥リ、ソレニヨツテ抵抗力ヲ減殺サレタ。我潜水艦ハソレト同一ノ成功ヲ得ナカツタガ、佛國內ニ在ツタ敵軍隊ヘノ各種戰用器材等ノ供給、及ビ英國ヘノ物資供給ヲ著シク困難ニ陥レタ。ソノ威力ハ連合軍ノ戰爭指導及ビ特ニ英國ニ壓迫ヲ加ヘ

之ニ對シ「ロイド、ジョージ」ハ其ノ著「世界大戰回顧錄」ニ於テ左ノ如ク述べ居レリ

「英國ヲ封鎖セントシタ獨逸最大ノ努力モ實際的ニハ一九一七年ノ終リマデニ失敗シタ。ソレハ(一)我船舶保護ニ對スル我々ノ努力ガ漸次成功シタコト、(二)新造船ノ生産高ガ増加シタコト、(三)船舶ヲ以前ヨリ有效ニ使用スルヤウニナツタコト、(四)我々自身ノ土地ノ作物増産策ガ成功シタコト等ニ負フモノデアツタト。

右ノ内(一)ニ就テハ今少シク技術的説明ヲ加フルノ要アリ。
「ジェリコー」英提督ハ一九一七^年夏季以後漸次連合國側沈沒船舶ノ減少シタル理由ヲ左ノ四項ニ歸シ居レルガ、此ノ内後ノ三項ハ即チ「ロイド、ジョージ」ノ所謂「我船舶保護ノ成功」ニ歸スルモノナリトス。

(4) 一九一七—一八年間ニ獨潛ノ技能ノ低下セルコト（老練船長ノ段死ト補充ノ困難ハ不適）

(ロ) 一九一七年八月末ヨリ護送制度ガ一般的ニ普及シタルコト(爾來喪失噸數急減ス)

(ハ) 一九一八年四月末「ジープルーヂユ」
「オステンド」ヲ閉塞シ一部敵潜ノ足場ヲ奪ヒタルコト

(ニ) 對潜攻堅法ノ發達(就中爆雷ノ多量供給、及機雷堰(最モ有效ナリキ)

而シテ連合國側ノ商船建造ガ事實上喪失船腹ヲ超過スルニ至レルハ、一九一八年四月以後ニシテ、之ヲ英國ノミニ就イテ見ルトキハ、喪失ト建造トガ其ノ均衡ヲ保ツニ至リシハ漸ク大戦ノ末期ニ過ギザリシモノナリ。

之ヲ要スルニ水上艦艇ヲ以テセル英ノ封鎖ハ成功シタルニ、潜水艦ヲ以テセル獨ノ封鎖ハ失敗ニ了レルモノニシテ、此ニ兩者間ノ本質的相違ヲ認識スルヲ待ベシ。蓋シ水上艦艇ヲ以テスル封鎖ハ之ニ依リ敵

艦封
水上艦
封鎖
這点

ノ通商ヲ阻止スルト共ニ、同時ニ間接ニ自國ノ通商ヲ保護シ得ルニ反シ、潜水艦ヲ以テスル封鎖ハ單ニ敵ノ通商ヲ妨害スルニ止リテ、何等積極的ニ自國ノ通商ヲ保護推進スルノ能力ナキヲ以テ、此ノ兩者ノ抗爭ニ於テハ其ノ本質上既ニ後者ニ一大弱點アルコト明ナレバナリ。加之實施上ニ於テモ獨逸ノ潜水艦戰ニハ過誤失策ノ甚ダ勘カラザリシヲ想ヘバ、其ノ對英封鎖ノ奏功セザリシハ洵ニ當然ナリト謂ハザルベカラズ。今前大戦ニ於ケル獨逸側潜水艦指導上ノ過失ト認ムベキモノニ就キ其ノ主ナルモノヲ擧グレバ左ノ如シ。

〔潜水艦戰ノ動搖〕

獨逸水艦指
導上ノ過失

獨逸ガ一九一五年二月四日初メテ「戰爭地域」ノ宣言ニ依リ潜水艦ヲ以テ全英海岸ノ封鎖ヲ開初セシヨリ愈一九一七年二月無制限潜水艦戰ヲ斷行スルニ至レル戰局上最重要ナル二個年間ニ、如何ニ中央部ノ指針方針ガ動搖セシカハ實ニ驚嘆スベキモノアリ。此ノ間中立

因殊ニ米國ノ抗議到ル毎ニ朝令暮改的命令ヲ發シテ潜水艦長ヲシテ其ノ適從スル所ヲ失ハシメタルノミナラズ、屢苛酷不當ノ譴責ヲ加ヘテ前線ノ士氣ヲ沮喪セシムルガ如キ失態ヲ繰返シ、爲ニ潜水艦戰ノ能率ヲ低下セシムルコト甚大ナリキ。

○敵ニ對策講究ノ時ヲ與ヘタルコト

所謂「奇ハ機ナリ」ノ訓言ノ如ク新兵器タル潜水艦ノ行使ニ當リテハ敵ガ對應策ヲ講ズルノ遑ナキニ先チテ速ニ之ガ全幅的活用ヲ圖ラザルベカラズ。然ルニ一九一四年九月獨逸海軍ガ初メテ潜水艦ノ一部ヲ通商破壊ニ使用スルヤ、國際法ノ規定ニ從ヒ全然水上艦艇ニ準ジテ之ヲ使用シ、次デ一九一五年二月全英海岸ニ對シ「戰爭地域」主義ノ潜水艦封鎖ヲ開始スルヤ、前記ノ如ク徒ニ中立國ノ抗議ニ累セラレテ朝令暮改的動搖ヲ繰返スコト二個年ノ長キニ亘リ、此ノ間敵ヲシテ對策案出、餘裕ヲ得セシメタルヲ以テ、愈最後ノ切札トシ

テ無制限潜水艦戦ヲ斷行シタル時機ニハ既ニ敵ノ對潛戰法ハ長足ノ
進歩ヲ遂ゲ居リテ、爲ニ折角ノ無制限潜水艦戦ヲシテ不成功ニ終ラ
シムルノ一大素因ヲナセリ。

③潜水艦建造ニ對スル努力ノ不足

「日逸ガ一九一五年二月「戰爭地域」宣言ノ下ニ初メテ潜水艦戦ヲ開
始シタル時ノ潜水艦總數ハ二四隻ニシテ、愈無制限潛戰ニ入りタル
當時（一九一七年二月）ニ於テハ一三四隻ナリシガ、爾來素ヨリ隻
數ノ増加ニ努メタルニ相違ナカルベシト雖、其ノ熱度足ラズ、一九
一八年休戰期ニ於テモ其ノ總數僅ニ一七六隻ニ過ギザリキ。
「シエア」大將ハ一九一八年八月彼ガ新ニ軍令部長トナリタル當時
ノ狀況ヲ語リテ曰ク、

「當時日逸側ノ調査ニ依ルモ毎月ノ擊沈噸數ハ低下シ、聯合側全
部ノ損害ハ五十萬噸以下ニシテ、八月ニハ四十二萬噸ニ過ギザリ
キ、而シテ諸般ノ情報ニ徴シ、今ヤ聯合側ノ商船建造力ハ沈没ヲ

凌駕セントスルノ憂アリシヲ以テ、潜水艦ノ大建造計畫ヲ樹ツル
ノ外、策ナシトシ、海相及諸工場主ト謀リテ、建造ノ最少限度ヲ
左ノ如ク定メタリ。

一九一八年	第四期	(十、十一、十二月)	毎月	一六隻
一九一九年	第一期	(一、二、三月)	毎月	二〇隻
一九一九年	第二期	(四、五、六月)	毎月	二五隻
一九一九年	第三期 以後	(七、八、九月)	毎月	三〇隻

尙ホ彼ハ「何故ニ一九一七年一月無制限潜水艦戦ニ決定ノ際大計
畫ノ建造ニ着手セザリシヤ」トノ彼ノ所問ニ對スル潜水艦局ノ
答辯ノ要旨ナリトシテ左ノ如ク述べ居レリ。

「無制限潜水艦決定ノ際特ニ何等大計畫ノ建造注文ハ起ラザリキ。
其ノ理由ハ不明ナレドモ、當時ノ軍令部ハ恐ラク部長ノ説タル潛

戰ハ五ヶ月乃至六ヶ月内ニ成功スベク、從ツテ潜水艦ノ隻數ハ充
分ナリトノ樂觀ニ基キシモノナラン。

又海軍省ハ職工ノ技術ニ信賴出來ズトナシ、大量建造ヲ躊躇スル
ノ傾向アリシガ、(熟練職工ノミニ依頼スル結果、大量生産不可
能ナリトノ意)其ノ後更ニ遅レ走セニ、一九一七年十二月五日ニ
至リ一二〇隻、一九一八年一月ニ至リ二二〇隻ノ注文アリシモ、
實際一九一八年中ニ竣成セシハ舊計畫ニ依ル左記ノモノニ過ギザ
リキ。

一月	3	二月	6	三月	8	四月	8	五月	10
六月	12	七月	9	八月	8	九月	10		

即チ毎月平均八、二隻ニシテ斯クノ如キ建造ニテハ僅ニ沈没數ヲ
補フニ足ルノミニシテ、特ニ著シキ隻數ノ増加ヲ見ザリキト。
(参考)「シエア」ノ軍令部長就任以來潜水艦大量建造ヲ策スル

ト共ニ、既定計畫ノ促進ニ努ムル所アリシガ、潜水艦局
ハ一九一九年末マデニ八月額二三隻ノ建造實績ヲ擧グル
ノ豫定ナリシモ實現ニ至ラズシテ終レリ。而シテ潜水艦
建造促進ニ對スル主ナル故障ハ陸軍高統帥部ノ統制下
ニ於テ必要ノ職工ヲ得ル能ハザリシニ歸スト云フ。

以上ノ事實ニ依リ吾人ハ次ノ如ク歸納スルコトヲ得ベシ。

□潜水艦艇ヲ以テスル封鎖竝ニ通商破壊戰ハ水上艦艇ヲ以テスル同

様ノ作戦ニ比シ本質的弱點ヲ有スルコト。

□水上艦艇ヲ以テセル英國ノ對獨封鎖ハ成功シ、潜水艦艇ヲ以テセル

獨逸ノ對英封鎖ハ失敗セルコト。

□前大戰ニ於ケル獨逸ノ潜水艦艇ハ其ノ實施適切ナラザリシコト、

而モ尙ホ其ノ效果ハ偉大ニシテ一時英國ヲシテ殆ンド危機ニ陥ラ
シムルニ垂ントシタルコト。

四聯合國側ノ對潛戰法ノ發達ト造船力ノ増進トハ遂ニ獨逸ノ潜水艦
戰ヲ克服セルコト。

換言スレバ、潜水艦ニ依ル通商破壊戰ト雖モ、其ノ實施適切ナリトセ
バ、必シモ成功不可能ナリトハ斷ズルコト能ハザル理ニシテ、
殊ニ今次ノ大戦ニ於テハ航空機ノ通商破壊戰ニ對スル與力偉大ナル
ガ故ニ、將來獨逸戰ノ一段落ニ依リ、獨逸ガ其ノ優勢ナル大空軍ヲ
英日周邊ノ通商破壊ニ轉用シ得ル場合ニ相到スルトキハ對英通商破
壞戰ノ運命ハ未ダ容易ニ逆賭スベカラザルモノアルヲ覺フ。然レド
モ^{海軍艦隊}通商破壊戰ニ依リ總テノ敵所有船舶ヲ擊沈スルコトノ不可能ナル
ハ勿論、敵ハ斷エズ新造船ヲ以テ之ガ補充ヲ策スルモノナルガ故ニ
通商破壊戰ノ勝利トハ敵ノ船腹ヲシテ必要ノ最小限度以下ニ低減セ
シムルコトニ依リ敵ノ戰意ヲ破摧スルコトナラザルベカラス。
此ノ點ニ關シ一九一六年一月獨逸令部長「ホルチエンドルフ」ノ覺

等々左ノ如ク記シ居レリ。

□從來ノ成績ヨリ推算シヤ

英國全沿岸 潜水艇ニ依ル毎月沈噸數 四八〇、〇〇〇

地中海 潜水艇ニ依ル毎月沈噸數 一二五、〇〇〇

全海面 潜水艇ニ依ル毎月沈噸數 二六、六四〇

六三二、六四〇

○從テ六ヶ月間ニハ三、七八九、八四〇噸ノ沈噸トナルベシ。

○開戦時ニ令ケル英ノ船腹ハ約二〇、〇〇〇噸ニシテ、其

ノ後ノ建造ト沈没ヲ加味スルニ大ナル増減ナカルベク、而シテ實

際食糧輸入ニ從事スルモノハ其半一〇、〇〇〇噸ト見ル

ヲ得ベシ

○英ノ食糧品ノ約六割（穀類ハ八割）ハ海外ヨリノ輸入ナリ。

○從テ英國トシテハ食料輸入船舶ノ三分ノ一以上ヲ失フコトトナル

ガ故ニ、屈腹スルノ外ナカラン

然ルニ實際ニ於テハ獨逸側ノ通商破壊戰ハ聯合國全体トシテハ其ノ
損失毎月平均約六十萬噸ニ達シタルモ、之ヲ英國ノミノ損失ニ見レ
バ、一九一七年四月ノ五十二萬噸以外ハ常ニ四十萬噸以下ニシテ而
モ護送制度ノ普及セシ同年九月以降ハ喪失噸數ハ急角度ヲ以テ低下
スルニ至レリ。加之一九一八年七月以降（聯合國全体トシテハ四月
降）ハ其ノ商船建造力ハ喪失噸數ヲ完全ニ克服スルニ至レルヲ以テ
結局一九一八年ニ於テハ獨逸軍司令部ガ認メタル最低限度タ
ル六二五萬噸ノ自國船ヲ以テ兎ニ角輸送上ノ要求ニ應ズルコトヲ得
タリ。

通商封鎖ニ
對スル救済
上ノ限度ト
戰爭意志
ノ限度

凡ソ一國ノ戰時必要船腹ノ最少限度ナルモノハ、船腹運營活用上
ノ技能及國內自給方策ノ適否^等ニ依リテ消長スベキハ勿論、假令數字
的ニ其ノ限度ニ達シタリトスルモ、直ニ之ニ依リ屈服スルヤ否ヤハ
一ニ最高指導者ノ性格及ビ資質並ニ國民性ノ如何ニ依

英商相
悲觀論

リ決セラレモナルガ故ニ、戦時ニ於ケル一國ノ最高指導者ノ入選
位ニ國民輿論ノ善導ニ對シテハ最高ノ用意ト考慮トヲ要スルモノト
ス。之ヲ前大戰ニ顧ルニ、一九一六年ノ初秋以降獨逸ノ潜水艦戰ガ
猛烈トナリ、沈没商船ガ増加シ始ムルヤ、(一九一六年ノ最後ノ四
ケ月ニ於ケル英ノ損失六三萬二千噸ニシテ一九一六年度ニ於ケル英
ノ建造力ハ毎月五萬二千噸)英ノ商相「ランシマン」ハ一九一六年
十一月九日ノ戦時委員會ニ於テ、「一九一七年六月迄ニ我ガ海運ハ
完全ニ破壊サルルナラン」トノ悲觀說ヲ述ベタリ。而モ是レ未ダ獨
逸ノ無制限潜水艦戰ノ開始セラレザリシ以前ノコトナリシヲ記憶ス
ルヲ要ス(一九一七年二月無制限潛戰ノ開始セラルルヤ其ノ損害ハ
約三倍ニ増進シタリ)
彼ハ又一九一六年十一月二十二日ノ委員會ニハ更ニ別ノ覺書ヲ提出シ
テ左ノ如ク述ベタリ。

「刻下ノ急務ハ印度及濠洲ノ作物ヲ運搬スルニ足ル輸送力デア
ト。而シテ「ロイド、ジョージ」ニ依レバ當時ノ實情ハ事實、伊太
利、佛蘭西及英本國ノ食糧供給ハ次ノ夏ニハ其レニ頼ラザルベカラ
ザルガ如キ程度ニ緊迫シ居リタリト云フ。

然レドモ同年十二月「アスキス」ニ代ツテ立ちタル強キ政治家「ロ
イド、ジョージ」ハ斷ジテ難局ニ屈スルノ人ナラザリキ。彼ハ護送
制度ニ依ル損失ノ減少ト、新造船ニ依ル船腹ノ補充ヲ以テ、敢然
トシテ難關突破ニ成功シタリ、彼ハ「ランシマン」商相ヲ評シテ
「強カルベキ政府ヲ弱メルヤウナ敗北主義的傾向ヲ有スル人、非常
ニ總明ナルモ根氣ト執拗ト熱意トヲ缺キ、演説デハ精力ト練達トヲ
發揮スルモ、夫レガ有力ナ行動トハナラヌ人」ト述べ居レリ。

翻テ獨逸側ノ狀況ヲ顧ルニ、四年ニ亘レル英國ノ海上封鎖ハ漸次
ニ其ノ效果ヲ現ハシ來リ、一九一七年ニ入りテハ多クノ娛樂品ヤ大

部分ノ贅澤品ガ殆ド其ノ影ヲ没シタルハ勿論、既ニ幾種カノ主要榮養物ニ不足ヲ告グルニ至リ、漸ク國民ノ士氣ヲ沮喪セシメントスルノ兆アリシモ、未ダ戰戰ニ瀕スルノ程度ニハアラザリキ。

即チ今ヤ戰爭ハ一ニ彼我國民忍耐力ノ抗爭ニ適ゼントシタルモノナリ。此ノ時ニ當リ神經過敏ナル獨逸議會ハ一九一七年七月突如トシテ和平要請ノ決議ヲナスニ至レリ。然ルニ焉ゾ知ランヤ、恰モ當時英國ニ對スル其ノ潛水雷戰ハ正ニ酣ニシテ最近三ヶ月間ノ沈高ハ全戰爭期ヲ通ジテ最高頂點ニアリシモノニシテ、實ハ英國ノ最其危機タリシナリ。

即チ當時ニ於ケル英國船舶局長ノ情況判斷ハ左ノ如ク述べ置レリ。
「今後聯合國側ノ喪失率ニシテ本年五月（約六〇萬噸）ノ程度ヲ繼續スルモノトシ、造船速度モ亦豫定ノ如トシト假定セバ、一九一七年未以後ニ於テハ國內及ビ聯合國ノ人民及ビ海外出征軍ノ必要物

資供給ハ不可能トナルベシト。

而モ意志強固ナル「ロイド、ジョージ」ハ飽クマデ最後ノ勝利ヲ確信シテ勇往直進ニ危機ヲ克服スルニ成功シタリキ。

以上ノ事實ハ通商破壊ニ對スル數字上ノ限度ト、國運指導者ノ戰爭意志ノ限度トノ間ニハ甚大ナル個人差ノ開キアルコトノ確證ニシテ大ニ鑑戒トスベキ點ナリト信ズ

以上述ブルガ如ク通商破壊戰ノ限度ヲ的確ニ數字ヲ以テ規定スルコトハ困難ナリト雖、若シ通商破壊戰ノ結果ガ國民ヲ饑餓ニ陥レ戰意ヲ失墜セシムルノ程度ニ達セバ、如何ナル國家ト雖モ屈服ノ外ナキガ故ニ、畢竟問題ハ國民戰意ノ破摧ニアルコト明ナリ。然ツテ通商破壊戰ヲ以テ敵ヲ屈セントスルモノハ須ラク有ラユル手段特ニ思想戰及外交戰等ノ併行ニ依リ饑餓戰ノ效果ヲ助長シ、速ニ敵國民ノ戰意ヲ破摧シ了ルニ努メザルベカラス。

今第一次歐洲大戰ニ於ケル獨逸屈服ノ徑路ヲ瀕ルニ左ノ如シ。

一 英ノ海上封鎖ノ影響ハ一九一七年ニ入リテ漸ク國民生活ヲ脅シ、士氣ヲ沮喪セシメントスルノ徵アリ。

二 一九一七年七月ニ於ケル獨逸議會ノ和平決議ハ大ニ國民ノ士氣ヲ沮喪セシメタルノミナラズ、國民ノ戰意喪失ヲ助長セシメタリ。

三 英國側ノ巧妙ナル思想戰、宣傳戰ハ「レーニン」ノ過激思想逆輸入ト相俟ツテ大ニ獨逸國民ノ戰意ヲ蝕ムニ至リ、一九一八年初頭以來愈熾餓線上ニ立チテ漸ク戰爭倦怠ノ狀ニ陥ラントセル獨逸國民ノ戰意喪失ヲ促進スルコト大ナリキ。

四 獨逸側最後ノ切札タリシ無制限潜水艦戰ガ漸ク失敗ニ終ラントスルノ徵アリタルノミナラズ、陸上ニ於テモ獨逸軍ガ最後ノ運命ヲ暗示タル一九一八年春季ニ於ケル西部戰場中央突破戰ノ失敗ニ帶スルヤ、戰爭忌避ノ猛運動ハ俄然トシテ前線ニ感染スルニ至リ、陸

電ニ於ケル集團降伏、海軍ニ於ケル叛亂勃發トナリ、武力戰ニ依ル前途ノ希望ハ勿論、其ノ繼續キスラ困難ナラシムルニ至レルキ以テ、遂ニ一九一八年八月八日「ルデンドルフ」ノ即時休戰要求キ以

テ屈服ノ端緒ヲ開クニ至レルモノナリ。
即チ苟モ戰爭ノ繼續セル限り、テ孤立セル通商破壞戰ナルモノアルコトナク、諸他ノ戰爭手段ト相俟ツテ奏功スルモノナルカ故ニ通商破壞戰ガ成功シタリトハ單ニ之ガ主因トナリテ屈敵ノ目的キ達成セル

コトヲ意味スルニ過ギズ。

今若斯クノ如キ意味ニ於テ所謂通商破壞戰ノ限度ヲ求ムルモノトセバ
一 機戰ノ結果、國民戰意ノ破摧トナリ、武力戰ニ希望ヲ失ハシムルガ
如キ程度ニ達シタル時機ナリト謂フノ外ナク、畢竟通商破壞戰ノ限
度ナルモノハ武力戰ノ限度ト一致スルモノナルコトヲ知ルベシ。蓋シ
戰爭ノ勝敗ハ彼是相關聯セル各種戰爭手段ノ綜合的結果ニ依リテ定マ

通商破壞
戰ノ限度ト
武力戰ノ
限度

ルト共ニ、總テノ各部門戰ノ成果ハ結局ニ於テ武力戰ニ及ボス效果ニ依リテ評價決算セラルルモノナレバナリ。

(終)

總力戰机上演習研究資料

英 帝 國 論

(機構及ビ諸問題ニ關スル「ロイヤル・インスティテュート」
インターナショナル所蔵研究報告書)

總 力 戰 研 究 所

昭和十七年十一月十四日

榮原所員

左記ハ「オックスフォード・ユニバシティプレス」出版ノ「ザ・ブリテイッシュ・エンバイヤール」ノ抄譯デアアル。所外ノ方ニ翻譯ヲ頼ツテ私ガ之ヲ覽シ、加筆訂正ヲシタ個所モアルガ誤譯ナキヲ保シ難イ。翻譯ニハ免レ難イ、難澁ニシテ文意ノ捕捉ニ困難ノ個所モ多イト思フ。御寛恕ヲ乞フ次第デアアル。

原書ハ「ロイヤル・インスチテュート・オブ・インターナショナル・アツプエーアズ」ノ報告書デアツテ、英帝國ノ組成、依歸ヲ簡單平明ニ叙述シタ良書ト思ハレルノデアアル。今回ハ差ン迫ツタ机上演習ノ参考ニトト思ツテ取り急ギ左記ノ抄譯ノミヲ行ツタ次第デアアルガ、目次ヲ見テモワカル通り、本書ハ全譯ニヨリ、英帝國ノ組成及ビ依歸ニ關スル基礎的觀念ヲ得セシムルヲ以テ、ソノ目的トシテ居ル微デアアルカラ、希望ニヨツテハ、全譯ヲシテ、配布シタイトモ考ヘテ居ル。

抄譯序論中大英帝國ノ項ニ「大英帝國論ハコレヲ定義スルヨリモ寧ロ

ヨリヨク記述セラレ得ルモノアアルトアルガ、之ハ本書ノ眼目デアアル
バカリテナク、廣ク、英米世界觀ノ眼目デアアルト思フノアアル。戰時ハ
日支、陸々乎トシテ明カナガラ、唯物的、「マルクス」的、自由主義的
思想ニ傾レタル故、自八十度ノ回轉ヲシテ、「フアンヨ」的「ナチス」
的世界觀ニ接シテ來タ我々トシテハ端的ニ此ノ事實ヲミルコトヲ必要ト
スル。世界ニ散在スル廣汎ナル地域ヲ石メテ、平時ニアツテハ之ヲ倫敦
ヲ中心トスル政治生活、經濟生活ニ依存セシメ、戰時ニアツテハ、之等
地域ノ任氏ヲ離ツテ、單一ノ戰争目的ヲ與ヘテ、物質的、肉體的ノ犧牲
ヲ要求スルノデアアル。
之ガ爲ニハ、單ナル制度ヤ、輿論ト云ツテ第二次的ノモノニバカリニ頓
ルワケニハ行カヌノデアアル。ココニ英帝國ノ精神的紐帶ノ存在理由ガア
ルノデアアル。英帝國ノ精神的紐帶ノ本質ガ如何ナルモノデアリ、ソノ現
狀ヲ如何ニ把握スルカト云フコトハ全然別個ノ問題アハアルガ爲ニ第二
次世界大戰ノ歸趨ヲ變フルモノニ取ツテハ、本抄譯ヲ讀ム場合ニ於テモ

行間ニソノ消息ヲ汲ミ取ル丈ケノ心構ヲ忘レテハナラナイコトト思ハレ
ル。

現駐米英國大使「ロード・フアリファックス」ノ前任者故「ロード・
ロシアン」ハ赴任ニ先キダチ、左ノ趣旨ノ演説ヲシタコトガアル

「米國ヲ獨立セシメタノハ、云フ迄モナク英國ノ失敗デアツタ。ソノ
當時ノ政府ノ措置ガ當ヲ得ナカツタノデアルガ、當時ノ政府ノ措置ノ背
景ヲナス政治思想ノ貧困ヲ看過シテハナラナイ。ソノ後ニ於ケル英國
ノ政治思想ノ發達、殊ニ「フェデレーション」ノ思想ヨリ發達シタ
「ドミニオン」ノ觀念ガソノ當時存在シテ居ツタナラバ、恐ラクハ米
國ハ英國カラ獨立シナクテ濟ンダデアラウ」。

英國民ハ決シテ物事ヲハツキリ云ハヌ國民デアル。「ロード・ロシアン」
ノ加キハ珍シイ方デアル。英米ノ研究ヲナスモノノ注意ヲ要スル點
デアラウ。

一言以テ紹介ノ言葉トナス次第デアル。

英帝國論

（機軸及ヒ諸問題ニ關スル「ロイヤル・インスチテュート・オブ・インターナショナル」所屬研究報告書）

目次

○ 一、序論

第一篇 帝國內の諸邦

二、聯合國（「ユニタイテッド・キングダム」）

三、加奈多自治領

○ 四、歐洲聯邦（「コンモンウェルス・オブ・オーストラリア」）

○ 五、新四洲自治領

六、南阿聯邦（「ユニオン・オブ・サウス・アフリカ」）

七、愛蘭自由國

八、「ニューファンドランド」

九、南「ローデシア」

十、印度及び「ビルマ」

十一、植民帝國論

第二篇 英帝國の構成

十二、帝國內諸機構

十三、法制機構

第三篇 帝國關係諸問題

十四、「コモンウェルス」に渉外事項

十五、國防

十六、植民問題

十七、「コモンウェルス」司法問題

十八、經濟政策上の諸問題

十九、人口及移民問題

二〇、國籍及市民權

附錄 「ウエストミンスター」憲章（一九三一年）

○印のみの抄譯

第一章 序 論

本書の目的は大英帝國の各異なる地方がその當然の結果として全體として或は又一部として帝國的結合の構成員として直面する主要問題の認識及び検討の素地を提供することにある。手頃の大きさの一冊の範圍内に於て左記に依り本目的を達成せんと企圖したため左の如く即ち第一、特定の政治、憲法、經濟、社會、民族文化の諸問題が帝國及び帝國諸問題に對し前記各地方が有する關係に影響を以ほす限りに於て此等諸問題に特別の注意を拂ひつつ前記各地方の記述をなすこと（第一篇）第二、英帝國の發展及び諸國間にその背後にのる法及び慣習「コンヴェンション」を記述すること、（第二篇）第三、解決を要する主要問題を陳述し且その提示されたる解決策の二三を指示すること（第三篇）

大英帝國

現在の大英帝國は複雑なる組織體であり、その甚しき複雑性そのものがその直面する諸問題の困難性に少からず奇異してゐるのである。大英

帝國論はこれを定義するよりも寧ろよりよく記述せられ得るものである。その一千三百萬平方哩は地球の陸地の四分の一を包容し、その五億の住民は世界の人口の四分の一を構成する。その領土は各様の氣候を有する南北兩半球に跨り地球普くあらゆる大陸、あらゆる海洋に散布せられてゐる。

その領域内で各種の民族は數百の異つた國語並びに方言を語り、諸種の宗教を信仰し、人類の總ての大種族の諸種に分派を代表してゐるのである。その開發せられたる經濟的資源は極めて廣範圍に亘り、然も未開發の尨大なる土地の潜在的資源は疑もなく甚だ大である。

かゝる各種國家及び民族のこの集團はその歴史に關聯せしめることによつてのみ説明し得られるのである。その若干の地方は英本國より出發し、前人未到の又は征服の努力に價するように見える領域を占領した。人々により英國王冠（「ブリテイシユクラウン」）の名によつて獲得せられたるものであつた。またあるものは歐洲列強より割取せられたものであるが右は屢く戰爭の結果としてであり、その戰爭の結果の中では遠

距離の短土の領有は極めて小問題に過ぎないものであつた。また時には
廣大な領域が取得せられたのであるがそれはその裁定が英國の殖民者又
は宣教師の安全のために或は英國の貿易商社の安全並びに繁榮に缺く可
からざるものであつたからである。その他の地方はその住民の要請に基
き王冠の統治下にはいるに至つたものである。更にまたその他のものは
戰略的價值から專有せらるゝに至つたものである。

過去約三百有餘年間に數百萬の人口が英本土より王冠の海外領土に渡
つてゐる。ある所では彼等は原住民を殆ど完全に驅逐しそして時には他
の移住し來つた民族の助力を得て歐羅巴的海外國家を建設した。他の所
では大量移住し、ために依然小數民族ではあるが、支配階級になつて居
る。更にまた他の所ではその政權めて少く其の人口組成の割合小にして
官吏、軍人、栽培地管理プランテーション人、技師、貿易業者として悉らくは單に一時的
に在住するに過ぎないものもある。

帝國內の各地方に於ける政府の型態は領土の大小、戦略的重要性、歐
巴或はその他の文明人の集中程度、人口の同種性及び歴史の偶發的事
件等の如き多岐の異なる事情に基いてゐる。即ち「チブラルター」に於
ける如き一知事の獨裁的統治より自治領及び聯合王國（「ユナイテツ
ド・キングダム」）に於ける充分なる責任政府組織の下に於ける完全自
治制に至るまで極めて變化が多い。これら兩極端をなすもの間に任命
議員または選舉議員により或は種々なる比率でこの兩種の議員により人
民が代表せられてゐる政府の存在してゐる。この兩者の中程度の低
い極端のものには總督は専ら官吏のみより構成せられたる參議會により
輔佐せられて居るものがありまた程度の高い局限に近い方では南「ロ
デシア」、「セイロン」及び印度の如く種々程度の相異なる責任政府制
が取られるのである。

自治領地位の進化

先づ人々は彼等の政治的本能の教うる所を手探りに模索することが當

然のなす可き事であり、然る後に彼等の希望を表現す可き語句を發見して直にその要求を公式化しその要求の満足を充すといふことが内地及び全帝國を遡して英國の憲法的發展の特徴をなしてゐる、例へば十三のアメリカ植民洲に於ては、税制に對する普遍せる不満は突然「代議權なければ課税なし (No taxation without representation)」と云ふ要求に結晶せしめられ、そして「ウエストミンスター」に於ける近視眼的政治家がこの植民地の要求を拒絶したことが革命及びかの獨立宣言に迄立到つたのである。これより七十五年の後、「カナダ」植民地に於ては不満は責任政府の要求を喚起し、そしてそれは遂に容認せられるに到つたのである、一度この責任政府制が「カナダ」植民地に許容せられるに到るや他の植民地も一家に同じ事を明確なる要求として要求するに到つたのであるが、眞しきに到つては充分この責任政府制の眞意を理解せずしてかゝる要求をなしたる場合もあるのである。

然るに第一次歐洲大戰前數年間に於て新しい進化的過程の早期的段階を認め得るのである。即ち長らく既に責任政府を有し且つ「カナダ」が

一八六七年に於て獲得したる「自治領」なる名稱を待つゝあつた比較的
大なる植民地に於ける國民主義の擡頭。獨立して各自の通商條約を交渉
せんとする要求。技術上の國際會議參加。植民地に直接影響を及ぼす外
交問題に關する植民地の見解には深甚の注意を拂はらる可しこの要求。こ
れらの事象はそれ目録一つ一つ別個には比較的注目を惹くこと少かつた
のであるが、綜合して見れば、實に一揮の革命を構成するものであつた
のである。

その中に大戰となつた。然も戦時に際し自治領の演じた役割に鑑み、
英國政府は最早これら自治領の指導者達にその各自國の利益に影響を及
ぼす事項に適當な發言權を與へることを拒み得なくなつた、而して自治
領の代表者は帝國戦時内閣の閣僚の地位を與へられるに到つたのである
一九一七年の帝國戦時會議に於ては帝國構成地方の將來の憲法問題を處
理する爲戦争の終了後出來得る限り速に特別帝國會議を開催せらる可き
ことが議決せられた。同時に「現存自治政府の權限及び内政問題の完全

なる支配權を十分に保有すると共に憲法上の再調整は總て帝國共同體
（「インペリアル・コンモンウェルス」）の自治的國民としての「自
治領（「ドミニオン」）及び同じく帝國共同體の重要なる部分としての
印度の夫々十分なる認識の上に立脚すべき事、外交政策に關し自治領
「ドミニオン」及び印度の適當なる發言權を認むべきこと又帝國全般に
關係ある重要事項に關する繼續的協議の爲及び各個の政府が決心せるに
於ては協議に基く必要なる共同行爲の爲に有效なる措置を講ずべきもの
である」と云ふ意見が發表せられたのである。

自治領（「ニュー・ファンドランド」を除く）及び印度は自己本來の權
利にのみならず「英帝國代表團」を通じて間接にも平和會議に於て代表
せられたのである。従つて自治領代表は會議の總會並びに多岐の委員會
並びに小委員會に参加した許りでなく場合によつては十國會議、五國會
議、更に決定的議決の行はるゝ内部會議たる三國會議にすら英帝國を代
表して出席したのである。而して平和條約は各自治領及び印度に關する

限り國王の爲に調印且批准せられたもので従つて自治領及び印度は之により國際聯盟の原加盟國となつたのである。平和會議に於ける獨立の代表權、平和條約の獨立の調印並びに批准、國際聯盟の獨立加盟國たる資格、是等が獲得せられて何等後退等の事實は起きべくもなかつた。自治領は國際社會に参加し、そりする事に依つて所謂「英國共同體」(「ブリテイシユコンモンウエルス・オブネーション」)として世間に知られる様になつた組織中に於て各自治領は相互並びに英本國との間に平等の地位を獲得したのである。自治政府制は獲得しなかつたけれども國際聯盟には參加したので印度の特殊的地位は認められることゝなつたのである。それ以來進歩と云へば主に異例と矛盾の排除、獨自的である事態を説明す可き新理論の案出及び帝國內諸關係の新事態に内藏された權利義務を新に定義付けすること(未だ完成されぬが)等々から成立つ可きもの下へつた。

一九二〇年英國政府は「カナダ」公使をワシントンに派遣せんことす

る場議に承認を與へた。一九二二年には地位の平等が聯合王國議會構成法及び國民憲法議會たる愛蘭議會併成法中に規定せられ居る所の愛蘭自由國憲法に明かに認められたのである。一九二三年には自治領は聯合王國代表全權の形式上の参加なくとも外國と條約を締結し得る事に協定された。

一九二六年帝國會議

種々の理由から、一九一七年の帝國戰時會議に依つて豫想された憲法關係に關する特別帝國會議は延期された。然し一九二六年には色々な事情が重つて二、三の憲法上の問題を解決することが特に望ましくなつた。と云ふのは總督の地位及び權限並びに自治領の地位の問題が同年春「カナダ」に於ける選舉運動に際して自由に論議されてゐたし、また南亞細亞邦首相「ヘルツォーグ」將軍は自治領は大英國共同體（「コンモン・ウェルス」）より脫退する權利ありと云ふ理論を提唱してゐたからである。これらの問題をそれと多少とも密接に關聯する他の問

題より分離することが困難であつたため、一九二六年の會議と云ふよりも寧ろ『バルフォア』案を議長とする會議の委員會が大英帝國關係の諸問題に就いて注意周到なる研究を行つたのである。

『バルフォア』委員會の建議より聯合王國及び自治領の「地位並びに相互關係」に就いて有名な定義が生れたのである。

「聯合王國及び自治領は何れも英帝國內に於ては自治的團體であつて、地位は平等であり王冠に對する共通の忠誠に依つて統一せられ英國協同體の構成員として自由に結合されては居るがその各目の内政及び外政の如何なる部面に於ても決して相互に隸屬的ではないのである。」

次の文章は上記のものに併讀する可きものである。

「今や大帝國の自治政府は夫々自の運命の主人公である。形式の上では必ずしも然うではないが實際は何等の強制にも服従しないのである。（中略）然し自治領の法律上の地位に相應しい平等性及び同一性の原則は必ずしも一般的にはその機能に迄擴充せられないのである。」

この定義が權威あるものとして認められてゐるのは英國共同體各政府がこの定義に贊同して居るからである。前記陳述は嚴密なる法文に全然一致するものではない事は明白に認められて居た。然しながら、委員會は聯合王國と自治領との相互關係原理を述べたる後、更に進んである種の慣行が改正せられる可き事に關しその様式心算を聲明し而して法律にも改正あつて然る可き旨を述べしめる。されば委員會の事業の效果は新しい法制を建設して英蘭共同體構成の成文的規則に變革を齎らす可き機構に推進力を與ふることであつた。委員會は國王の呼稱に些少の修正を行ふ可き事を直接勸奨し、自治領立法の運用並びに商業船舶法の關聯事項に關する問題は専門家會議に附記せらる可き事を提議した。

「ウエストミンスター」憲章（「スタチュート・オブ・ウエストミンスター」）の諸問題に關する單獨専門家會議が一九二九年に「ロンドン」にせられた。その報告は若干の増少な修正を受けて一九三〇年のに依つて採擇せられた。各自回頭會議は相次いで夫々若干の爲

定を見たる條項と而してまた或る場合には當該自治領に對する一般的規定の適用を制限する附加的條項とを規定する法案を通過せしむる事を聯合王國議會に要請する決議を通過せしめた。前記法案は「ウエストミンスター」に於ける上下兩院を通過し、一九三一年十二月十一日付を以て一九三一年「ウエストミンスター」憲章として勅裁を待たたのである。

後章に於て詳述せられて居る「ウエストミンスター」憲章の一般的趣旨は若干の自治領議會をして自分自身の法域（治外法權地域を含む）に於て正式に最高たらしめ、かくて自治領議會を聯合王國議會と平等の立場に置かんとするものであつた。

「カナダ」、濠洲、及び新西蘭の要請に基き、本憲章は帝國法「インペリアル・アクト」に規定せられたる各自の憲法規定を修正し得るが如き附加的機能を賦與するものと見做すべきにあらざる旨規定されたのである。また濠洲新西蘭、「ニューファンドランド」の要請に基き、本憲章の一般的規定は何れもその自治領議會の法律に依つて採擇せられざる限りその自治領には適用せられざるべしと定められた。

本憲章の採擇は目下濠洲に於て考慮されつゝあるも、新西蘭及
『ニューファウンドランド』に於て未だ何等の行爲に出でてない。論本憲
章の他の規定に依り商業船舶法或は海事裁判所に関する或る種の立法の
留保を要求して居つた法律は廢止されたのである

人民協同論（「コンミニユニティー・オブ・ピープルズ」）

英帝國は國家の聯合であると同時に人民の聯合である。これら人民を
分離する要素は數多く存在し得るであらう。即ち人種、言語、宗教、文
學、法律、地理的地位、氣候並びに經濟上の利益はこれらの人民を分離
せしめ得るであらう。然しながら是等の要素否そのあるものの他の部面
は帝國內の諸人民を糾合し且つ彼等の間に思想、理想並びに目的等の共
同體を確立するに役立つものである。帝國の分裂を助長すると同様
に帝國の統一を助長する肉體、精神、心理、智識の力があるのであつて
環境が異れば同一の力が異つた方向に作用することがあり得るのである。

故に島の英國民は英本土を後にして英國の海外殖民地に渡航し、その

際共通の文化的遺産、共通の傳統、共通の思想と理想、共通の忠誠を携
行したのである。場合に依つては彼等は彼等の傳統的憎惡をも移植した。
彼等及びその子孫は彼等が接觸するに到つた多數の外國人と共に、英語、
並びに法律及び文字のみならず總ての學問の分野に於て英國的傳統を
英本國民と共有してゐる。彼等は身附の自由言論及集會の自由等英國の
傳統的權利を抱懐し、同時に之等權利觀の主張と相俟つて、司法制度並
びに司法官に對する尊重の念を有してゐる。責任政府制と密接に關聯し
て居る一定の基本的政治思想は行政の基礎或は政治の發達が向ふ可き目
標として一般に承認せられてゐる。準備のない土壤に移植された議會制
度が急激に消滅しつつある世界に於て、英國共同體は依然として立憲主
義並びに責任政府制の城廓である。従つて依然として英國共同體の各地
方が本質的には同一である所の政治思想に忠實である限りに於ては、こ
れらの思想は結合の絆として役立つ事であらう。然しこれらの事象が英
國皇帝陛下の總ての臣民に一揮の共同體的觀念を興へると云ふことをか

りそれにも示唆してゐる譯ではない。さういふのは數百萬の英國民にとつて英語それ自身が既に外國語であり、而してその或るものに對しては凡そ英國的なものは講く得ずの知れないものであるからである。然し乍ら英國文化並びに英國的傳統は特に英國法制は全帝國に散在する少くとも白人種の大過半数と同じく有色人種の大多數をも統合せしむるに事實上傾つて力があるのである。

然し乍ら人種、言語、一般的文化及び政治的思想並びに制度の紐帶は王冠に對する共通の忠誠に依つて更に強化されてゐるのである。英帝國の邊ての地方にある英國臣民中には英國臣民と云ふ呼稱が現實又は架空的に聯合王國への縁屬を意味する縁に關へるので英國臣民と呼ばれることに慣習を有するものもあるけれどもその英國臣民が英國人種であらうがあるまいか彼等は英國臣民であるといふ事實そのものを共有してゐるのである。同時に彼等が英國臣民としての身分の誇を感ずることに表示せられてゐる普通の愛國主義或は超愛國主義が存在して居る。而してか

かる超愛國主義と密接に結び付いて國王並びに王室に對する忠誠と更に之れとははつきり異なる所の聯合王國への忠誠とが存在してゐる。國王への忠誠は理解し易い。こいふのは國王は愛國的感情の自然の焦點であるからである。聯合王國への忠誠も亦全帝國を連じて多くの人々に依つて而して英國系の人々だけに限ると云ふわけではないが時に此等の人々によつて忠誠といふ事は帝國の海外地方の市民に取つては主として聯合王國への忠誠といふ事を意味してゐる事が屢々である。共通の愛國主義は必ずしも纏ての國王の臣民に依つて感得せられるのではないけれども、この愛國主義は英帝國の特徴をなしてゐる協力せんとする意思を説明する要素の一つとして認識するに値するものに足りるものとして十分強く且十分廣く普及してゐるのである。

英國的結合感の存在の明白なる證據はその帝國적結合の維持を目的とするか或は英帝國全般の基礎に基いて組織せられてゐるかとする所の數多の自發的の協會の存在に依つて與へられてゐる。此の如き協會には愛國

的、教育的、文化的、科學的、職業的、宗教的並びに經濟的の各種團體が包含されてゐる。帝國內の各地方に共通である所の各種の問題を討議するためには、多くの非公式の會議が開催されてゐる。これの中には、帝國一般の基礎の上に組織された協會に依つて召集せられてゐるものもあるが、又中には或る單一の國語又は聯合國語の招聘に依り而して時には政府の後援或はその希望により開催せられてゐるものもある。

かかる協力團體相互の關係は英國共同語構成員相互の關係を律する自由協力の原則に従つて決定せられる傾向があるといふ事は注目し得る。王立國際問題研究所（「ローヤル・インスチテュートオブ・インターナショナル・アーツ・アンド・サイエンス」）は自治領及び印度の各研究所が發生するに至つた母語であるが、之等の子國語は事實上は繼つて緊密な協力を行つてゐるけれども、完全に自治的であるのである。

英國共同語に於て結合を助長する力は疑ひもなく強力ではあるけれども、分裂力の有する重要性も過少評價をしてはならないのである。

した如く、文化的並びに経済的利益はある場合に於ては英帝國內の諸民族を糾合する傾向があるかも知れないがまた場合に依つては之を互に分離せしめる傾向もあり得るのである。即ち英帝國臣民の大多數は文化的紐帯を埋供する英本國民並びに同系の海外移住民の子孫達とは人種、言語及び宗教に於て異つて居り、然も各種種々の社會は相互に遠く隔つてあるのである。英國共同體の各地方は多かれ少かれ緊密な社會を構成し、少くともその利益を國民的利益と考へる程度に緊密である。而して夫々の社會に於ては強力な地方的の経済的國民主義が存在してゐる。またある地方に於ては特に印度、南阿及び「カナダ」の佛語系社會またそれ程甚しくないにしても他の地方に於ては地方的な文化的國民主義が同様に發生してゐる。一九三三年の「トロント」に於ける英國共同體關係會議に於ける「カナダ」の代表は夫々の政府が對外的興味よりも地方的興味により重要性を附せざるを得ない餘蘊なき事情を次の如く説明した。

曰く

「現世界の奇酷な事象の一つは英帝國內の諸國民のそれぞれが民主政
能であり、議會を有し、然もその背後には政黨が存在し、政黨は政治家
が解成し、政黨の主要目的の一つは政府を政權より追出すことであり、
然も政府を追ひ出すにはその政府が國內的利害よりも對外利害により
以上の考慮を拂つてゐると示唆する位有效な手段はないのである」と。
若し英帝國が一つの政治組織として存続す可きであれば、その存続は
感情、思想、理想及び目的の共通（例へば民主主義と日田の保持）經濟
上、政治上の利益、或はこれらのもの二三のもの若しくはその全部の
組合の上に基づき付けられるであらう。然もこの中最も重要なものは疑ひ
もなく相互の物質的利益である。といふのは英國共同體の解成國が結局
に於て抽象的な道徳上の目的又は結晶の理想に對する專斷の念よりして
その死活的な經濟上並に政治上の利益をも犠牲にすることはありさう
にもないからである。

用語に對する注意。「エムバイア」と「コモンウェルス」

この種の著書には「ブリテイシユ・エムバイア」と「ブリテイシユ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ」と云ふ用語使用例に難問が生ずることは免れ難い。通俗な使用法にも公式的な使用法にも多大な混亂が存在する。即ち「エムバイア」は國王の全領土に適用されるものと見做され得るのであるが、「コモンウェルス」は帝國內の聯合王國、自治領、時には、印度をも包含する聯合體「アツツシエーション」に限定されてゐる。また偶には「エムバイア」は總てを包含する「コモンウェルス」の一部即ち聯合王國とその屬領を包含する地方を指示するものと解せられることもある。又「エムバイア」も「コモンウェルス」も共に單に「比較的廣汎なる地聯合」に對する相異なる名稱とのみ考へられることもある。一九二六年の帝國會議の英帝國內相互關係委員會の報告書である「バルフォア」報告は後の使用例に近い。即ち同報告は聯合王國と自治領を英國協同體（「ブリチシ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ」）の構成國と

して自由に結言したる「ブリテシユ・エムバイア」内の自治的共同體（「オートノマス・コンミューンチー」）なりと記載してある。そして印度の特殊地位の草には印度の地位は一九一九年の印度政府法（之は一九三五年印度政府法によつて置き代はられてゐる）の定めたる「エムバイア」内に於ける印度の地位と同時に英國協同體（「ブリチシユ・コモンウェルス」）内に於て印度の保有する重要なる地位といふ風にも兩方に關聯せしめられてゐる。

これが權威的先例に最も近いものである故に、本著に於ては國王領土の全體を指示するために「エムバイア」と「コセンウェルス」と兩方を使用するといふことに定めた。用語選擇の實際は或る場合は單に用語上の適切さといふ見地にまつてのみ定められるであらう。然し陳述せんとする思想がその中の政治的草句とは無關係に國家集團を全體として取扱ふ思想である場合は「エムバイヤ」を、又注意がその國家集團が構成されてゐる自治國家（それそれの國領を含めて）間に存在

する自由聯合の意味に回げられてゐる場合には「コモンウェルス」を
選ぶといふ慣例（この慣例は一般的になりつゝ、あるのであるが）を遵守す
る傾向が生ずるであらう。

印度と南「ローデシア」は或る目的のためには「コモンウェルス」の
獨立構成員として見做されるであらうが、他の點に於ては聯合王國の
例として考察せられるであらう。

第四章 濠洲聯邦

濠洲の人口組成は帝國問題に對する「カナダ」態度に影響を及ぼす恐れある複雑性と同様な複雑性を惹起しない。「カナダ」の生れが十%以上に比して、外國生れは僅かに二%以下であり、「カナダ」に於ける佛系社會に比す可き所の非英語系要素は全然存在しない。全人口約六百七十三万五千人（一九三五年九月三十日調）の中で、土着生れの英國臣民の比率は優に九十七%を越へてゐる而してそれで約八十八%は英國系である。濠洲の人種問題は（その白濠主義を維持せんとする決意を別とすれば）殆んど問題とするに足らない。人口の約三分の二が都市區域に集中せることは（例へば「シドニー」と「メルボルン」のみで約卅四%である）内政並外政問題に對する濠洲外觀を形成するに遠大な影響力を及ぼしてゐる。「クリンスランド」の熱帶地方は主として交通機關の整備及び豫防醫學上の適當な施設の成功により歐羅巴系人口を二十五万人以上も維持してゐる、然るに北部地方の植民は今までは、失敗であつた。こ

これは一部はこの地方を住居に適せしめ且生産的にするに必要な出資を行ふところが採算のこれなかつたためであるが、又他方では他の地方に植民することの方がより容易であり、一層有利であつたためである。

濠洲國民主義

濠洲國民主義は「カナダ」や英國協同体（「コモンウェルス」）の他の部分のあるものの國民主義とは比較的政治的な且對外的形態をこらない點に於て異色を見せてゐる。これは恐らく主として濠洲國民主義の經濟的基礎に基因し、又一部には比較的の語ではあるが若手は同國の地理的位置に基くものであらう。一番大きい二つの州の首府に人口の三分の一以上のものが存在してゐることは多年に亘つて二大政黨の支持を確ち得てゐる顯著な關稅政策の採用を齎してゐる。更に一部は經濟的なものにその起原を有する「白濠主義」に對する希望とは別に、現在あるがまゝの濠洲國民主義は全く東部諸洲に於ける工業發達の結果として生長し來たものである。更に濠洲が國防上の援助を聯合王國に依存して居ることこそその地理的に孤立である

ことは同國の國民主義をして強固なる政治型態を帯びることを妨げること同時に同國をしてその國情にふさはしい顯著なる文化と顯著なる制度とを他に妨げられるることなくそのまま發達せしめ來つたのである。

濠洲は從來唯今述べた理由から法律上の地位へ「ステータス」の問題に就いてはさしたる關心を有して居らなかつたが、一九三〇年「スカリン」氏の労働黨政府が總督の任命に關し國王を輔弼する權限を自治領内閣が保有す可き事を主張したので、濠洲大審院長「サー、アイザック・アイザックス」が總督に任命された。愛蘭自由國に於いては自由國が設立されて以來國王は愛蘭人によつて代表されて居るが濠洲は「サー・パトリック・ダンカン」が一九三六年に南阿總督に任命せられるまでは、この點に關して愛蘭の先例を追うた唯一の自治領であつたのである。然し一九三五年、濠洲は總督を聯合王國より迎へるといふ舊慣例に復歸した即ち「アイザック・アイザックス」氏の任期了らするや「ライオンズ」氏は當時「ニュー・サウス・ウェストルズ」州知事たりし「サー・アレクサンダー

ホア・ルスベン」(現在「ガウリー」)の任命を推挙した。

「ウエストミンスター」憲章の一般規定は未だ該州には適用されないが、聯邦議會の普通立法に依つて聯邦内に施行せられ得る。即ち「ウエスト・ミンスター」憲章が聯邦議會の議決を経て内法として再公布されるまでは、該州の法制上の地位は秘密になつて著しく「カナダ」、南阿及び北極自由國とは異なるものがある。該州の法律は聯邦議會を通過せると將又州立法議會を通過することに不拘該州に及ぶことを目的とする。聯合王國議會制定の法律抵觸すれば無効なのである、また該州の聯邦議會は「ウエストミンスター」憲章を認めざる限りかかる。聯合王國議會が該州政府の廢止乃至修正する何等の權限を有しない。聯合王國議會が該州政府の要求並びに承認を要せずして該州の爲に法律を制定し得る法律上の權限はそつくりその確保を有されてゐるのである。然し聯合王國議會は自治區に適用ある法律の制定には當該自治區の承認を得て始めて之を通過せしむるといふ慣行は該州が未だ「ウエストミンスター」憲章の當該條項を

採擇して居らぬので法律上の効力は與へられて居らないけれども濠洲に適用せられてゐる。

「ウエストミンスター」憲章は各州の現在の立法上の権能を明示的に保護して、憲章實施當時に於ける憲法上の慣習により斯くの如き同意が要求せられざる限り州にのみ適用される聯邦議會或は聯合王國政府立法部の同意を必要とせざる特別規定（第九節）を含んでゐる。一九三三年十一月聯邦檢察總長は實際上の利益は憲章の採擇により何等濠洲政府に生ぜざり認定せる旨公表したが、本書が印刷に附せられたる際は憲章を採擇せんとする法案が聯邦議會に提案中であつた。

憲法

一九〇一年一月一日六つの濠洲自治殖民地「ヴィクトリア」、「ニュー・サウス・ウェールズ」、「クイーンズランド」、南濠洲、西濠洲及び「タスマニア」は合体して聯合王國議會制定の法律に規定せられたる聯邦制憲法を以て濠洲聯邦（「コンモンウェルス・オブ・オーストラリア」）を構成するに到つた。成文憲法第九節の憲法は議會に或る種の排地的並びに共管的なる特定の権限を歸屬せしめてゐるが殘餘の立法権は州に歸屬せしめてゐる。聯邦議會中上院に於ては聯邦制の原則は各州（聯邦加入の各種民地「コロニー」は現在かく呼ばれて居る）平等代表權によつて認められてゐるが下院即ち衆議院に於ては選舉區は各州の最底代表數は五名たる可しといふ

規定の制限を受けて、その人口に對し一定不動の比率にて代表せられてゐる、衆議院の任期は最高三年である。憲法の修正を提案する際はその案は兩院を通過するが或は三ヶ月の介在期間を置いて發案せる議院を二度通過せねばならない、然しこれは過半数の州に於て投票する有権者の過半数と同時に全聯邦に於て投票する有権者の過半数に依る國民投票を以て承認を得て始めて法と成るのである。聯邦議會に於ける州の代表權に不利な影響を及ぼし或はその限界改變更するが如き提案はその州の過半数者に依つて承認せられねばならない。憲法法規の前文は聯合王國議會に依るに非んば變更することは出来ない。

英州憲法は「カナダ」各州が全然失つて了つた英州各州と英國政府との間に存在する一定の直接交渉權には手を觸れないでその權にしてゐる。州知事は未だ聯合王國大臣の補弼に基き國王の任命する所であり、知事は自治領大臣と直接通信してゐる。各州の憲法は聯合王國の法律に基き自州の立法機關を通過せる成文法に規定せられてゐる。立法機關の職權或は知事の俸給等の事項に關する修正は國王の裁斷（即ち自治領大臣の裁斷）を待ることになつて居るが、國王の裁可が拒否された例は未だ一

度もない。

國民經濟

濠洲は他の自治領と同様元來農業國である。農業製品、殊に小麥と羊毛がその主要輸出品である。金並に非鐵金屬の生産も亦重要で、あらゆる種類の第二次的産業の数は益々増加してゐる。

同國の開発は國外主として聯合王國からの資本の大規模の輸入によつて始めて可能となつたものである故に今日濠洲は在外債權者に巨額の利子を支拂ねばならない。此が爲、一九三〇年資本流入が止つた時は濠洲の地位は重大となつた。支拂不能を回避するために極めて峻嚴な手段が構ぜられねばならなかつた。即ち高關稅は輸入を制限する事に依つて支拂ひの均衡を回復するために課せられ次いで、一九三一年の首相會議の意見の一致を見たる諸提案となつたのである。これらの提案は政費節減、増加及び内債の強制借換を含むのであつた。これらの提案は一般的には成功した、そして濠洲は嚴しい通貨收縮期を経て、目下

急速に不況すら回復しつつあるのである。

濠洲がその外債支拂不能を回避するにあたって數種の偶然な環境の援助を受けたこと云ふことは決してその成功の評價を軽減するものではない。即ち他の物價並びに貸金に比して金價格の相對的騰貴、羊毛の世界價格の騰貴、及び「ロンドン」に於ける利率が「ボンド」貸公債の借換操作に最も有利な際にその大部分の借換を實施する事が法律的に可能であつた事實等である。本質的に同様の立場にあつた他の國々と比較して、濠洲は卓絶な手腕を示し、今や數年前に課した制限的方策の二・三のものは之を撤回することを得た。而して關稅も幾分軽減された。

經濟不況の影響の一つは移民の殆んど完全なる中絶を惹起した事であつた。事實一九三〇年より一九三二年の二年間、更にまた一九三五年には離國者數は入國者數を超過した。濠洲人口は今猶著しき自然増加を示してゐるが、これは高度の出産率よりも稀に見る程の低度死亡

率に基くものである。出産率は除々に低下しつつあるが、人口の年齢層が變化するにつれて死亡率も漸く増加し始めてゐる故に、増加率は既に減退しつつあるのである。正常な經濟狀態の復活と共に、前よりは恐らくは小規模のものであるが移民が再び行はれるものと思はれる。大規模の移民再開の問題が目下考慮せられてゐる。「ライオンズ」首相は移民は近き將來に發展の可能性は豫見しないが何れ再開せられるであらうといふ希望を再三の機會に於て公表した。敏州の首相達も亦移民の奨勵を唱導してゐる。然しながら労働黨指導者達は更に多くの人間を吸引することこの望まじきか否かを疑つた、そして大規模の移民は濠洲の生活水準を低下せしむる恐れあるを以て輿論がそれを容認することはありさうもないのである。

聯邦の権力の増大

聯邦（「コンモンウェルス」）の設立以來、聯邦と州との権限の均衡には深甚な變化が行はれ、その結果州を犠牲として聯邦の権限の伸長

が行はれた。「技師事件」に關し、濠洲高等法院に依る聯邦憲法の司法的解釋は憲法の解釋と州に有利とするものより聯邦に有利とするものに變へた。聯邦調停法院の設立に依りその限られた產業上の權限の聯邦議會による行使と調停法院の管轄權のその後の發達は、聯邦の權限を擴大し反對に州の權限を縮少した。世界大戰中及びその後、聯邦の課稅範圍の擴大、從來州にのみ專有してゐた所得稅、相續稅並びに賣上稅等の諸稅の課稅分野へ聯邦機關の蠶食、一九二七年の財政協定、一九二九年の一九〇五年A項の挿入に依る聯邦憲法の擴充、一九二七年の公債審議會の創設及びその後の發達、財政協定を施行するため、聯邦議會を通過したる一九三二年の立法等々は更に州の事實上の立法權を減少せしめた。聯邦体の構成部分間の財政關係が一般にその聯邦の政治的性格を決定するものである、そして聯邦の設立以來これらの關係の發達は州の犧牲に於て聯邦の權限が絶えず増大したものである故に、勢力均衡は完全に變動して、現在聯邦の行使する立法上並びに行政上の權限は遙かに大となり

州のそれは遙に小なるものとなつてゐる。

一九二八年時邦と各州との間に財政協定が締結された際州權の顯著なる侵犯が行はれた。該協定の條項に依れば、邦は各州の公債を引受け、且聯邦及び各州よりの代議員より成る公債審議會が設立された。聯邦にしる各州にしる將來に於ける公債の借入れは聯邦議會の承認せる一時的の金融又は國防目的を除いては、公債審議會の承認を得てのみ實行せられ得るものである。かくて約定せられた公債は聯邦が保證する。然し聯邦も州も公債審議會の定めた一定の制限のもとに自分自身の信用に基き國內債を募集することを得るものとする。聯邦憲法のその後の改正に依つて、財政上の協定は聯邦並びに各州夫々の憲法並びに法律に反對の規定が制定せられてあつたとしても當事者双方に拘束力を持つものごせられるに到つた。公債審議會は多數決に依り借入りの制限を決定し得るが故に、事實上州の政治に驚くべき大なる影響を與へる。而して聯邦の代議員は二階の投票權を、必要の場合には議決權を有するが故に、聯邦の州

の政治に對する勢力はそれに依つて増大せられた。聯邦はまた州に對して特定の目的の爲に補助金を與へる事に依つて州の政策に影響を與へる事も出来るのである。

財政協定は各州は聯邦の引受けた州債に關する利子及び減債基金として聯邦政府に對し一定の支拂ひをなす可き事を規定してゐる。一九三一年に「ニューサウス・ウェールズ」州が規定の支拂をなし得ざりし時、聯邦は該州の信用を守るために、「ロンドン」及び紐育に於て債務支拂ひに應ずるに必要な基金を設定した。州政府が依然として非協調的であつたので、聯邦議會は一九三二年財政協定執行法を通過せしめ、支拂不履行の州の歳入のあるものを接收する權限を聯邦財務官に賦與し、その特定租税を州官吏が受取つたり或は税支拂人が州官吏に支拂ふことを刑法上の犯罪としたのである。同法が規定せる措置は一九三二年「ニューサウスウェールズ」州に實際に適用せられた。斯くの如くして聯邦は先づ州債に對する責任を引受け、次に聯邦は州の自己の債務履行を強制せ

しむるために州歳入を差押へる権限を自己の手に掌握したのである。かくすることにより、聯邦は州の財政に對し他の如何なる近代的聯邦制に於いても嘗て見ざる程の偉大なる最後の支配權を掌握したのである。

公債審議會は州の行ふ政策と聯邦の行ふ政策を協調せしむるために考案された主要機關である。各州首相連と聯邦首相との會議もまた財政問題以外の共通の問題を検討するために屢々、(通例は公債審議會の會合を機會として)開催せられてゐる。

地方的利益

「カナダ」の阜に於ては工業地と原始的産業地方との間の經濟利益の衝突が注目された。濠洲に於ても一方に於て「ヴィクトリア」州、「ニュー・サウス・ウエース」州、並びに稍々低き程度に於て「クインズランド」州等の工業地域と地方その住民が主として農業並びに牧畜業に従事してゐる「タスマニア」洲南濠洲並びに西濠洲各州との間に同様の衝突が存在する。憲法に依り聯邦は關稅並びに消費稅の排他的課稅權と非排他的な直接稅に對する課稅權とが與へられた。然

し直接課税の分野を各州の自由に委す代りに、聯邦はその優越權を行使して、年額人口一人當り二十五志の率で各州に補助金を與へたことにし、そして一九二八年の財政協定に於てはこれらの義務を繼續することを承認した。屢々西濠州、南濠州並びに「タスマニア」の各州は聯邦税の擴税圈が主として關税を通じて結局東部の工業化された諸州に對し獻金をなさしむるが如きものであると感じて、積りて聯邦より補償として聯邦政府特殊補助金を要求し且之を受取つてゐる。一九三三年聯邦政府補助金委員會は財政上の援助並びにそれに關する事項に對する諸州の申請調査並びに報告を行ふために設立された。一九二五年九月に公表された西濠州、南濠州並びに「タスマニア」諸州の申請に關する第二次報告に於て、同委員會は彼等の苦境の根本的原因は流動的な性質のものであり、憲法上或は其の他の救濟手段に訴へることの出來ないものであることを認め、委員會は或る州の人民に聯邦又は聯邦の行つた政策に基く支拂資格缺如の爲の補償を行ふ何等の根據なしと認めたとのであるが、同時に援

助を與ふる唯一の根拠はかかる援助なしには州の經營が出来なくなること
いふ州の無能力であるこの見解を持した、かくて補助の限度は委員會の決
定すべき最低の水準に於て各州政府の機能を營ましめ得るに必要な程度
である可きことを勸奨して居る。

原始生産者間の不満は地方黨の主張に表現せられてゐる。然して同黨
は工業品に對する關稅の減額を主張し、且輸入品の競争を破る煙草、砂
糖の如き農産品に對する高度の保護の繼續乃至強化を要求してゐる。然
し地方黨を所謂「州權政黨」と呼ぶことは困難である。のみならず聯邦
議會には何等、州權派なるものは存在しない。諸州の平等代表制に依つ
て聯邦思想を表はすことを目的とせられてゐる上院すら事實上は普通の
黨派別に依つて分たれてゐるのである。

「ニューサウス・ウヰールス」及び「クイーンズランド」の諸地方に
於ては、農業者の不満は農業地域を都市の支配から脱却せしむる様に、
州を細分し、且新州を創設せんとする要求の形を取つたのである。西濠

州に於てはその不満が同州は聯邦より脱退し、獨立の一自治領たらんとする希望を發表するに至る迄に大となつた。一九三三年四月は西濠州に於て總選舉が施行せられ、同日有権者は同州が果して聯邦より脱退するを望むや否やの意思を發表す可き人民投票の機會が與へられたのである。約二對一の過半数を以て選舉區は脱退に有利なる意思を明にしたが、同時に脱退に賛成であつた政府を倒して、人民投票に發表された國民の意思にのみ従ふものであると誓約した労働黨政府を政權に就かしたためであつた。新政府は一九三四年三月脱退に對する自己の主張を公表し、そして州議會はこれに續いて國王に對す上奏建議を可決し同時に自州を濠州聯邦より分離せしむる立法の請願を聯合王國議會に送付した。聯合王國議會はその兩院聯合委員會の勸告に基き、濠州國民全体として明白に表示せられた希望を傳達する濠州聯邦の最後的要求に基く以外は該請願は聯合王國議會がかかる請願を受理する事は憲法上その權限なきものである所の立法行爲を要請せるものなりといふ根據の下にその請願を受理す

ることを拒んだのであつた。この脱退運動は西濠州並びに聯邦の他の諸州に於ける多數の人々に依つては經濟的苦境に對し衆目を無理矢理に引き付しむるための殆ど一種の策謀的手段を出でざるものとしてしか認識せられてゐなかつた。

政 黨

組織された労働運動は長きに亘つて濠州政治界の極めて有力な勢力となつてゐる。労働黨は労働組合をその堅固なる中核を有し、屢々多大の支援農民及び「ローマカソリック」教會より得てゐる。労働運動は現在廣汎なる過半数の濠州人に依つて基本的なものとして容認せられてゐる。政策を創始した。即ち各人の「適正にして合理的な生活水準」に對する權利を標榜辯護した。白濠州主義、移民制限、高率保護關稅制度、産業の調停並びに賃銀に關する委員會等はこの一般政策の特殊的諸部面なりと解し得られるのである。聯邦的基礎の上に組織せられた労働黨は労働黨政府の行動を綿密に監視する有力な機構を發達せしめた。労働黨が國

民全体の生活に改善を齊らさうと努力した限りに於ては、諸州の犠牲に於て其の權限を強化することとなつたのである。

労働運動に附隨して政府活動範圍が著しく擴大せられた。鐵道は例外なく公有であり、また電力、灌漑その他の公益施設も同様である。そして各州の中には甚大な開拓並びに土地開發計畫上乘り出したものすらある。

地方黨の聯邦的首領は「アールペーヂ」博士であるが、その名稱の示す如く農民黨である。同黨は關稅の引下を得んと試し、若しそれが出來なければその生産費の中、關稅による工業保護に歸因する割合に對し神償（を行ふために）原生産業者に保護又は援助を得しめんものと努力してゐる。同黨は議會に於て過半数を得ることは期待出來ないけれども屢々勢力均衡を保持して甚だ驚くべき勢力を揮ひ得るのである。一九三四年十一月以來聯邦地方黨は統一黨州黨と聯合して「ページ」博士その他若干の黨員は「ライオンズ」内閣中の學者である。

統一濠州黨は財政問題に關して労働黨の主体より分離した少數の黨員と過去に於ける同一種類聯合の結果である舊國民黨との結盟に依り一九三一年に結成されたものである。労働黨の分離派の首領である「ラオンズ」氏が新黨の黨首となつて、總選舉に於ける労働黨内閣の敗北の後を受けて一九三一年十二月に首相となつた。一九三四年九月に更に總選舉を行ひたる結果、前節で述べた如く、地方黨の支援の下に、聯立内閣が結成せられたのである。

國 防

一九〇一年の濠洲に於ける聯邦結成の理由の一つは諸洲は統一によりその共通の危險に對處するための道德上政治上、軍事上並びに經濟上の力を見出すであらうといふ感じてあつた。聯邦結成に先立つ數年間に於て、佛蘭西は「ニュー・カレドニア」に流刑植民地を建設し、更に「ニユー・ブライツ」へ進出した。合衆國は西班牙を比律賓より驅逐し、獨逸は「ニュルギニア」に足場を獲得し、一八九九年には英國が權

利を放棄したので、「サモア」に基地を得た、そして日本は支那に歴史的敗北を與へ、之により西太平洋に於て注目を要する強國としての自己の立場を確立しつつあつた。帝邦制施行以前に於ても「クインスランド」を除く總ての濠洲植民地は經濟的並びに社會的根柢より有色人種を排斥する事を目的とする移民政策を採用して居た。そして一九〇一年帝邦は低生活水準の勞働者の流入は濠洲の經濟生活を混亂せしめて政府に資本主義の工場に捕へられた苦力の問題及之に伴ふ白人貧民及び混血の問題を與ふるに至るであらうと云ふ信念の下に白濠政策を採用した。多くの濠洲人は早晚自己の政策が排發した諸民族の憤懣より自らの政策を防衛しなければならぬかも知れぬと危惧してゐる。

近年に於ては濠洲は益々その國防施設の改善に注意を拂ひつつある。先の大戦前には十二隻の濠洲艦隊を有し、軍事教練は強制的であつた。戦後に於ては、陸海軍の設備は縮少せられたが、一九三四年には政府は三年の擴張計畫に着手し、之は一九三六―三七年度に一九三三―三四年度の

機算議決額よりも四百六十万磅の支出の増加を必要ならしめたのである。海軍は強化せられ、空軍は擴張せられ、陸軍は機械化せられ、且濠洲に於ける武器彈藥、航空機の製作のために種々なる處置が講ぜられてゐる。

濠洲陸平は極めて小さな常備兵力と戰時には巨大な國民軍の中核体として働く可き約三万の非常備的國民義勇軍からなつてゐる。陸海軍と恐らく協同作業を行ふ可き空軍は海軍に航空母艦を編入することに依つてその行動半徑の擴大を圖つてゐる。

濠洲海軍は外國の攻撃に對し自國の海岸線を守り、太平洋及び印度洋に於て英國海軍と協力し、且海上貿易路を確保することを目的としてゐる。新嘉坡の英帝國海軍基地は濠洲の海上防備には是非とも必要のものである。濠洲の建造し得る如何なる艦隊も東印度に基地を有する艦隊の援助なきに於ては基地へ例へば赤道近くの太平洋諸島に基地を有する強力艦隊に對し祖國を守るに足る程有力ではないであらう。新嘉坡は太平洋より印度洋に對する通路を扼してゐる、そして濠洲艦隊は必要あれ

ば自國の東部海岸より發する船舶が新嘉坡に達するまでその護衛に當り得んことを希望する。新嘉坡基地は北太平洋より濠洲に對して策戰する如何なる艦隊の側面をも脅かし得る戰鬪艦隊を補給する様に施設されて居る。

濠洲と國際聯盟

濠洲は他の自治領と同様に國際聯盟の加盟國であり、そして一九三三年から二六年までは非常理事國の地位を占めてゐた。一九三五年九月伊太利「エチオピア」紛争が危機に近づいてゐた時に、「ライオンズ」首相は集團保障の原則の維持が世界の平和に必要であることを確信する旨を濠洲の衆議院に於て述べた、そして濠洲諸邦の政策は平和的手段に依つて紛争を解決せんとする努力並びに國際聯盟の諸原則の維持のために聯合王國と緊密なる協力をなすものであることを聲明した。労働黨内の諸邦派並びに「ラング」派は濠洲の對經濟並びに軍事的制裁参加に反對した。然し國全体としての労働黨は同問題に關聯して意見の分裂を見

たのである。濠洲の倫敦駐劄高等併務官「ブルース」氏は一九三六年九月聯明總會に於て演説した際國際聯盟改造に對する提案に就いての「邦政府」の見解を開陳したのである。濠洲は是非とも聯盟規約第十一條の手續を更に改良的にし、第十九條の手續を更に有效ならしめん事を望む旨を述べた又濠洲は地方的協約世界性のない聯盟制度の加盟國に依つては全然履行出来ない第十六條の義務を明確にすることによつて國際聯盟規約を強強することに贊成なる旨を述べた。

國領

濠洲は植民地を有し且委任統治國である。「ノーフォーク」島と南極洋の一島地は「邦屬領」として統治されてゐる。一九〇六年以來「邦屬領」は「ニューギニア」の東南地方「バブア」地域の行政又一九一四年以來た全獨逸領の地方の行政の責任に住じてゐる。後者の地方の軍政は一九二一年に終止し、それ以來濠洲は之を國際聯盟の委任統治の條次に従つて統治してゐる。猶濠洲は「ナオル」島も統治してゐるが、之は濠洲、

新嘉西蘭並びに聯合王國の共同委任統治領となつても

ある。

第五章 新西蘭自治領

新西蘭の人口は人種的に云へば豪洲の人口よりも遙に英國的である。人種の約九十一%が英國系で、4%が非英歐羅巴系、4.5%が土着の「マオリ」系、4.5%が他の非歐羅巴系である。人口の九十九%以上が英國臣民で、外國生れの人間の率は取るに足らない。全人口は約百五十万で、その中約七万五千が「マオリ」人である。後者は歐羅巴人と社會的並びに政治的平等を有し、徐々に經濟組織中に吸收せられ、小規模ではあるが雜混に依り同化せられてゐる。

人口の半分以上は名義上都市地區と呼ばれる所に住んでゐるけれども最大都市「オークランド」にしても僅に二十一万五千の人口を有するに過ぎない。二次的産業は主として農産品の加工並びに小規模の小規模生産に限定せられてゐる。されば、階級意識の旺盛な工業勞働者の大群は一つもない。都市人口は商業や農村階級に對する各種勞務的營業並に工

農製品の供給に従事してゐる而して是等農村階級はその市場としては主として聯合王国に依存してゐる。

新西蘭と大英帝國

新西蘭の建設者は逆待や迫害に對する憤懣の故ではなく新しい英國の海外領土を建設せんとする用意周到な意圖を以て母國を去つたのであつた。英本土の對哂地では彼等は依然として自らを英國人と考へ、本國との接觸を失ふこと或は本國より忘却せられることなきやを恐れたのであつた。最初の先導者の数は後よりの到來者に凌駕せられはしたが、彼等は新來者に彼等の帝國的感情の熱情を傳授せしむることが出來た。然もこの熱情は現在もなほ新西蘭の思想及び生活には一大勢力をなしてゐるのである。母國との經濟關係は時には非常な犠牲を拂つたが慎重に維持せられ且強化せられた。そして自由職業階級及び知的階級は指導と文化的源泉を聯合王国に仰いでゐる。

帝國聯邦制度の思想は一八五二年新西蘭に於て「カニタペリー」植民地

地の建設者の一人「ジョオン・ロバート・ゴドリー」に依つてなされた
演説中に初めて明白に表明されたと言はれてゐる。帝國聯邦制の或る
企圖はたしかに新西蘭の英帝國に對する態度に合致したものであつたて
らう。一八八五年衆議院はこの原理に賛成する決議を通過せしめ、そ
して帝國聯邦制は多年に亘つて新西蘭に於ける大衆的信條であつた。一
九〇七年及び一九一一年の帝國會議に於て「ホ・デヨゼフ・ウォード」
氏は國防と外交政策を管掌する帝國會議又は國防會議の設立を主張
したのであるが、他の自治領の國民主義の發達はその後長い間帝國聯邦
制問題は死せる案件となされた。そして今や新西蘭の輿論自体がこれに
賛成しきうにもないのである。傳統的に云へば、新西蘭は大抵の問題に
或るは聯合主國の指導權を甘んじて容認し來つて居り現在までの所帝國
の結合の維持に向つてその勢力を行使し來つたのである、然し最近に於
て幾に外交問題に關する聯合主國議會の無過失性絶對性に就いての疑問が
導つて來つてゐる。前章に於て地理的孤立とそれに基づく英帝國の他の地

方で防衛上の協力せんとする希望は、濠洲國民の英帝國に對する態度を修正せしめた旨を述べた。更に甚しい地理的孤立はまた新西蘭の態度にも影響を與へた而してこれには新西蘭が濠洲よりも一層強力な英帝國主義的傳統と同列の人口の稀薄なることを附言しておかなければならない。然し乍ら濠洲に於ける独自の文化と制度の差違を助長する條件は濠洲程は顯著ではないにしても亦新西蘭にも存在し、時の経つにつれて益々増大しつつある。これらの變化しつつある状態より眞の國民的意識が徐々に現はれてゐる。

自治制度とその法律的地位との形式に關する關心が一般的に缺如してゐる。「ウエストミンスター」憲章の一般條項は新西蘭には適用がない。然し、新西蘭は他の自治領の如きは異なつたがためにのみ同憲章を否認した。一九〇一年、相フオーブス氏が英國王に對し同憲章案の實施の上奏請願を含む決議案を提出した時には殆ど懐謝的態度であつた。

「新西蘭に於ける我々には現在の在野黨首領が英帝國の議に於て新西蘭を代表された一九二

六年に於ける同じ感じを抱懐してゐる。既に決定せられたる事項を表現すると云ふことが一つ
の形式に同意を與へるか否かと云ふ問題に於ける時、新西蘭が署名する事に同意したのは皆
不本意であること云つてよかつた、事實として新西蘭代表は満場一致を維持す
るために同意を要することを強請されたので始めて承諾を與へたのであ
つた。新西蘭に於ける我々は母國に對する我々の地位に就いては恒に完
全に満足し來つたものであり、また現在今日も全く同じ立場にあるもの
である」と。

上下兩院の朝野兩派の議員達も異口同音に同議の見解を述べ「サー・
フランシス・ベル」氏及びその他の人々は新西蘭議會は如何なる時に於
ても本憲章の規定の下に立つを欲しはしないだらうとの希望を述べたの
である。同議に同意を表現した少数の人々の中には一九三五年十二月新
西蘭最初の労働党内閣を組織した労働黨の首領が居た。然しながら憲章
を採擇したことは同黨を政權に就かしむるに到つた總選挙に於ける選挙
題目ではなかつたのである。「ウエストミンスター」憲章の原則を承認

する一部の輿論が存在することは事實であるが、それが決して如何程大なるものであるかを見積る事は困難である。そして左程進歩的でない見解を有する人々の中には専ら實行上の理由より同憲章の或る部分列へば第二節第二項と第三節との採擇せられる事を望んでゐるものもある。それは前記憲章の規定に依つて本國法との矛盾する理由に基く自國立法の無効の問題が除去せられ、且自治領議會は涉外的效力ある立法をも行ふ機能が與へられることになるからである。この手續は例へば「ウエスターン・サモア」の委任統治領の爲に通過した法律の效力に關する二三の疑問を除去する事になるであらう。

政 府

新西蘭は一八五三年の聯合王國制定法及びその後の改正法に基く單一性の憲法を持つてゐる。自治領議會は或る種の憲法改正權を保持してはゐるが、その充分な限界には疑問がある。然しながら憲法の骨組の單一的性格は立法權の分化に關する加奈多や濠洲の憲法に附屬する論争を排

除してゐる。即ち地方行政團體は聯合王國に於けるが如く中央立法府に
際には隷屬してゐるのである。また新西蘭は決して法律上の地位の問題に
は餘り關心を持つてゐなかつたから實質的といふよりも寧ろ表面的であ
る立法府自治の制限に就いてはさして大した關心を有してゐないので
ある。

新西蘭は國家資本主義とか或は國家社會主義といふ風に様々に呼ばな
されてゐる方向へ相當深入をしてゐる。國家は多額多額の經濟活動を營
み、そして金や財貨の輸送に政府或入の相率率引金を専つてゐる。新西
蘭は鐵道、道路運輸、電信電話、「ラジオ」放送、水力電氣開發、並び
に病院等の如き公益事業の運営を政府直接の管理下に置いて來た。約七
千の王領小作人の經營する王室農園の經營、準備銀行、公共信託司、生
命保險局、火災保險院、紙幣發行的の如き企業の指導、農地開拓及び移住
者に對する前貸金、若干の國有炭坑の經營等その他についても同様である
國家は莫大な現金費目を保有してゐる。即ち在命支拂には戰時半年、考略

年金、請夫の（肺疾）年金、盲人年金、寡婦扶助金、子供が二人以上
つて然も家族収入が一定の最低額以下である家族への扶助金等が包含さ
れてゐる。教育病院施設、醫療並齒科醫療施設は高度に發達し、そして
非常に特別な注意が小兒の復利に就いて拂はれてゐる。一九二六年の新
勞働黨政府の立法に依り産業編替判は妻と三人の子供を扶養する成年
男子勞働者に充分なる水準に於て基礎的賃金を制定すること及び或る特
殊産業に於て實行不能なことが證明せられるのでなければ最高一週勞働
時間を四十時に定めることが要請されてゐる。一産業及び社會施設の國
家監理の擴張及び進歩が現在勞働黨政府の綱領には顯著である。

國民經濟

新西蘭の國民經濟は生産力の増大、殊に主として英本國に輸出される
食糧品の生産の増大の期待の上に樹立されてゐる。然もその開發には倫
敦に於ける巨額の借款が重要な役割を演じてゐるのである。かかる事情
に於て新西蘭人はその生産物の聯合王國流入を阻む様に見える英本國の

新しい農業保護政策には驚愕したのであつた。新西蘭の人々は割當制や補助金制は目下の経済上の苦境の賢明な解決策を與へるものではないと感じるのである。この苦境打開に對する彼等自身が貢獻した所は計畫的生產並びに規律市場政策の制度の創始であつた。濠洲とは異つて、新西蘭は可成り低率の關稅政策を持し、未だ大して工業化されてはゐない。新西蘭は大したる重工業は一つも持つてゐない、そして再二次的輕工業は主として國內消費用の織物類、服装用具、家具類といつた様な日常商品の生産並びに國內消費並びに輸出の酪農生産品、羊毛、肉、小麥、燕麥、材木、並びに皮革類の原始日常品の加工處理に限定されてゐた。製造工業は全人口百五十万以上のもの八万弱のものに職業を與へてゐる。最も重要な輸出品は酪農製品、羊毛、並びに肉である、そして原始的或は準原始的生産物のみが「主要輸出品」として政府公報に掲載せられてゐる。全輸出品中八十％は完全に聯合王國に行き、そして他の十％は他の帝國内諸國に船積せられる。輸入品の約半分は聯合王國より、また四

分の一は帝國の他の地方より渡來する。

新西蘭は主として原始的日用商品の輸出に依存してゐる他の國々と同様に經濟不況に苦しんだのである。經濟不況に先立つ三、四十年間特に歐洲大戰の間並びにそれ以來といふものは公債社債の借款が大規模に行はれ、そのあるものは批判的となつた。そしてその經營上の損失が國庫の減額又は停止に依つては對處し得ない鐵道その他の公益事業を國有企業として開發することに依つてある程度の堅實味が得られたのである。農場經營も亦資本過重となる傾向があつた。然し乍ら、一九三三年以來、その國內事情は地代並びに利率の強制的減額に依つて改善せられてゐる。

新西蘭は一九一四年から一九二九年迄は磅爲替本位であつたが、然し同年の十二月から新西蘭磅は英正貨に比して價格が徐々に下落し遂に一九三一年一月には約九%の引下價格に到達し、この相場は一九三三年一月まで持續したが、更に政府の操作に依つて減價せしめられて二十%の

引下價格で釘付けせられたのである。一九三一年及び一九三二年の數ヶ月間に、政府の對外債務に應ずるための資金を得る目的を待つて輸出を許可制にし且つ、倫敦に於て信用の共同計算を強制制にする事が必要である事が判明した。國內公債の借換へが實行せられ、そして財政の緊縮政策が採られた。倫敦で利子支拂をなさなければならぬ地方團體は「スターリング」で支拂ふべきか或はまた新西門の通貨でのみ支拂へば足りるかといふ事に就いて若干の疑義が存在したのであつたが、この問題は一九三七年一月の樞密院の司法委員會に依つて解決せられ、その際同委員會は倫敦に於て支拂はる可きことを選擇した債券所有者は「スターリング」で支拂を受くる権利ありと裁決したのであつた。倫敦に於て新西門債に提供された價格は一九三一年並びに一九三二年には幾分低落しただけれども、同自治領の信用は決して重大な脅威を受けた事はなく、現在は極めて良好な状態にある。

移 民

一九二七年に突然失業が増加した事は新西蘭政府を驅つて移民に對する補助計畫に制限を加うるに到らしめ、然もその後大規模の援助は未だ復活せしめられてゐない。事實、移民は非常に減少したため一九三一年より一九三三年に至る間毎年出國者數が遙に入國者數を超過してゐたのである。如何なる時でも衛生上の理由か或は國家に對し不逞であるとか又は不穩な徵候ありと見做されればそいつた理由より入國を拒まれ得るものであるし、また英國系でない人々は許可を得て始めて入國を差許されるのである。のみならず、支那人は若し永住者たらんと欲すれば百磅の人頭税を支拂はなければならぬ。一九三一年新西蘭議會は新西蘭に於ける商業及び工業に影響を與へる經濟上或は金融上の状態或は同様な制限を課するを便宜とする他の状態のためには英國生れの間でも入國に制限を加へ得る權能を（議會の協贊を経たる）總督に賦與する法律を通過せしめた。この法律は僅に一九三三年十二月卅一日迄有效である

事になつてみたのであるが、一九三六年十二月廿一日に遂に失効する迄に有効であつたのである。

政 黨

新西蘭に於ける主要なる政黨は労働黨と國民黨であり、然して後者は前の改良黨（保守）と統一黨（自由）の聯合である。現首相「サヴァー」氏は労働黨の首領であるが、同黨は一九三五年十一月總選挙後始めて政權に就いたのである。「マダム・ハミルトン」氏は國民黨の首領であり、首相として「チー・タブリュウ、フォーブス」氏に先んじた。「ジエー・チー・ユース」氏は首領代理である。労働黨政府は新に設立された準備銀行及び抵當管團を國營とし、且酪農製品の市場賣却に對する保證價格並びにその統制を規定する法制の施行權を獲得した。又同黨政府重大な財政上の損失の後に前任政府が廢止してゐた鑛道の國營を再び行ふに至つた。更に同黨政府は産業能率法を通過せしめて、それに依つて許可制度並びに強制的合理化制度を多岐決に依つて政府の提議せる計畫を採用せる諸産業（配給部門も含む）に適用せしむることにした。更にまた外債に對する利率低減も目ざしてゐる。

對外國關係

新西蘭の對外國關係—政治的經濟的並びに文化的—の大部分は大英帝國の他の地方殊に聯合王國と遠洲に對するものである。然し新西蘭は國際聯盟の加盟國であり、然も一九三六年から三九に亘る期間は聯盟理事會の一員に選ばれてゐた。新西蘭は遠洲とは、共通點を多々有して居るのである。即ち兩國相立の移住、貿易、或る種の共通なる思想及び理想、所謂「アニザツク」軍の傳統の共有等は兩國民緊密ならしめて居る。兩國の地理的態勢は、英帝國内に於ける兩者の憲法上の地位はごうあらうとも兩國の中一方が戰時状態にあれば他の一方も同時に戰時状態にある事をお互ひに認識し合つてゐる程度である。恐らく新西蘭の方が遠洲よりも現實の侵略を蒙り易くはないと感ずる事であらう。さういふのは危険の根限からは離れてはゐるし、その上人口一平方哩に對し約十五人と人口に密度があるのでその隣接國の注意をひく大な空地域に缺如してからである。一方に於て、新西蘭は遠洲よりも遙に人口が少く、遙に海

上運輸貿易に依存してゐるのであるが、之は戦時に於ては何時切斷されるか知れないのである。

現在の新西蘭政府の外交政策は軍事制裁適用の義務をも含めた、國際聯盟規約に基く諸義務の完全なる承認に基いてゐる。従つて同盟に發達し得る地方的協定には贊同しないのであるが、聯盟の總ての加盟國が完全な經濟的制裁の直に適用することに贊成はしてゐるが、その義務の履行に實力を用ひる範圍を一定の地域に限定してゐる集團的保障に協力する用意はあるものと思はれるのである。勞働黨政府は外政に關してはその前任政府が示して來たよりも遙に偉大な獨立性を有する證據を與へてゐる。それは「ホーア、ラバル」の平和案を非難し、そして伊太利に對する裁判の維持を主張したのである。一九二六年「エチオピア」全權委員の聲明會出席を支持し、同時に同總會に於て聯盟規約を強化するたゝめの手段を發見せんとする強い希望を示した。

防

新西蘭は一九二三年の帝國會議に依つて協定せられたる各自治領は先づ自分自身の地方的防衛に對して責任を有すると云ふ原則を受諾した。一九〇九年から一九三〇年までは兵役は徵兵制であつた。現在では陸軍力は僅に常備兵力の中心となるものと士官兵卒約八千以上を算ふる地方軍から成つてゐるのであるが、政府は目下國防施設を擴張し始めてゐる。空軍は小規模の常備兵力と之より稍大規模の地方空軍より成つてゐる。最近まで空軍には僅か廿台の航空機しか備付てゐなかつたが、最近の擴張計畫に於て海軍の攻襲に對する防衛のための電磁波の二編隊と哨戒機の一編隊を獲得してその分前に歸つてゐる。第一次歐洲大戰前新西蘭は英帝國の帝國海軍防備費には年々現金の分擔金を負擔し、そして英國政府に巡洋艦一隻を獻じた。そして大戰以來は、英國政府の賞與に保る二隻の巡洋艦と若干の小艦艇より成立つ英國海軍の新西蘭艦隊を維持し且管轄してゐる。そしてまた百万磅を新嘉坡の海軍基地の建設に獻じてゐる。

る。船は一部は新西蘭人に依つて、一部英國海軍の士官並びに水兵に依つて充員せられてゐる。そして新西蘭海軍艦隊と幾尊機雷艦が存在してゐる。戦時には新西蘭艦隊の艦船は英國海軍軍令部の直接管理下に供するであらう。

屬領

濠洲や南阿と同様に、新西蘭は委任統治國である。新西蘭は國際聯盟の委任に基づき一九一四年新西蘭兵によつて占領せられた西「サモア」の前獨逸領を統治してゐる。そして西「ナオル」に對しては聯合王國と濠洲と共に共同に委任統治を行つてゐる。「サモア」では行政府は「マオ」族と可成り紛争を起して來た。即ち「サモア」の國民運動組織は印度國民會議派を見倣ひ、そして若干の混血歐羅巴人に煽動されてゐたのであるが、問題は今や解決されさうに思はれる。委任統治の下に土民の健康教育並びに物資的複利は確に改善されてゐる。新西蘭はまた濠洲と同様に屬民地を有し、その屬領には「クツク」島、「ニイウエ」、「トケラ

ウ」群島、及び南極洋にある「ロス」領が含まれてゐる。

軍極秘

總力戰研究所机上演習參考資料

昭和十七年十月

今後ニ於ケル米國經濟抗戰力增強ノ「テン
ボ」竝ニ其頭打ノ狀態ニ達スル時期ノ檢討

反樞軸國經濟戰略判斷ノ一基礎資料

總力戰研究所

B

目次

頁

一 一國經濟抗戰力變化ノ量的測定方法 一
二 米國國民所得ノ變化竝ニソノ要因 七

一九〇九年ヨリ一九四一年ニ至ル

三 第一次世界大戰ノ体験 一九

四 今次大戰下ノ米國生産力ノ推移ト今後ノ見透 三三

第一期 中立時代 三三

第二期 參戰時代 二七

一九四二年度國民所得ノ推定 二七

一九四三年度國民所得ノ推定 二八

一九四四年度國民所得ノ推定 四三

一九四五年度以後ノ國民所得變化ノ推定 五四

圖表目次

第一表 米國國民所得ノ變化（一九〇九年—一九二九年） 七一—九

第二表 米國國民所得ノ變化（一九二九年—一九四一年） 九—一〇

第三表	全國民經濟ノ實就業者數ノ變化	二一—三
第四表	就業者増減率ノ實質國民所得増減率ニ對スル比較	一四—一六
第五表	國民所得變動ニ對スル諸原因ノ量的比重ノ測定	一七
第六表	前大戰下ニ於ケル米國實質國民所得増加ニ對スル 二要因ノ比重	一九
第七表	今次大戰中立時代ニ於ケル米國實質國民所得増加 ニ對スル二要因ノ比重	二四—二五
第八表	大戰下ノ勞働配置ノ變化	二七
第九表	一九四二年ノ實質及ビ名目國民所得推定	三〇
第十表	一九四三年ノ實質及ビ名目國民所得推定	三四
第十一表	「カナダ」及ビ「ラテン・アメリカ」ノ人口統計	四三—四五
第十二表	一九四四年ノ實質國民所得ノ推定	五三
第十三表	一九二九年ヨリ一九四五ニ至ル米國實質國民所得變動表	五五

一、一國經濟抗戰力變化ノ量的測定方法

既ニ他ノ機會ニ於テ報告ヤル如ク、一國ノ經濟抗戰力トハ、一方ニ於テ軍需品ヲ生産シツツ、他方ニ於テ生活必需品ノ生産ヲ繼續シ得ル力ナリ。約言ヤバ再生産力ナリ。而シテ一國ノ生産力ノ構成要素ハ、生産力素材タル一、勞働力、二、自然資源、三、資本財ト、更ニコレ等素材ヲ組合ヤ、現實ニ生産力タラシムル組織力（四、交通力、五、金融力、六、國家統制力）トコリナル。

コレ等一國ノ生産力構成要素中、組織力ノ面ハ量的ニ測定スルコト頗ル困難ナリ。殊ニ國家統制力ノ強弱、惡性「インフレ」ニ陥ルヤ否ヤノ問題ハ國民ノ精神の態度ニ依據シ、コレヲ量的ニ測定スルコトハ不可能ナリ。コレニ反シ生産力構成要素中、素材（勞働力、自然資源、資本財）ノ面ハ或ル程度量的測定可能ナリ。即チ勞働人口中ノ實業者數、自然資源ヨリ獲得サルル原料ノ生産量、實質資本ノ蓄積額等之ナリ。

然ラバコレ等量的ニ測定可能ナル生産力構成要素カラシテ、一國全体

ノ生産力ノ變化ヲ量的ニ測定スル方法如何。

□□民所得

一□全体ノ生産力ノ大サヲ示ス重要ノ指標ハ□民所得デアル。然シ□民所得ハ普通當該年度ノ貨幣價值ニヨツテ表示サレ居リ（名目□民所得）各年度ニヨリ貨幣價值ニ變動アル故、コレヲ直チニ他ノ年度ノ□民所得ト比較シ、以ツテ兩年度間ノ生産力ノ大サノ變化ヲ測定シ得ズ。

國民所得ノ變化ヲ手掛リトシテ兩年度間ノ生産力ノ變化ヲ測定ヤンガ爲ニハ、各年度ノ購買力ヲ持ツ貨幣價值ヲ表示サレタ名目□民所得ヲ一定基準年度ノ購買力ヲ持ツ貨幣價值ニ換算スル要アリ。斯ク物ニヨツテ裏ツケラレタ實質的國民所得ニ換算シテコソ、國民所得ノ變化ハ生産力變化ノ指標トナル。

□實質國民所得ヲ變化ヤシム可キ要因

(1) 労働支出量ノ變化

組織力ヲ別トスレバ、生産力素材中純國民生産物ヲ生ミ出スルハ労働

力ナリ。即チ勞働力ハ前年ヨリ繰越サレタル原料（自然資源）機械（資本財）等ヲ用ヒテ生産ヲ行ヒ、ソノ結果尙ラレタ生産物ニヨリ消費ヤル原料ヲ補填スルト共ニ消耗ヤル機械ノ鎖却ヲ行ヒ、ナホ且ツ新ナル附加的生產物、即チ純國民生産物ヲ生ミ出スガ故ナリ。從ツテ實質國民所得ヲ變化ヤシムル決定的要因ハ勞働力ニシテ、勞働生産性ヲ不變トスレバ、勞働支出量ノ増減ハ國民所得ヲ比例的ニ増減ヤシム。勞働支出量ノ變化ハ正確ニハ實質勞働時間數ノ變化ニコツテ測定ス可キモ斯カル統計資料ナキ爲、就業日數乃至ハ實質就業者數ノ變化ニコツテ測定シ得。

コノ場合特ニ勞働人口ニ對スル實質就業者ノ比率ヲ檢討シ、完全雇傭状態ニアルヤ否ヤヲ檢討スルヲ要ス。完全雇傭状態ニアル場合、勞働支出量ノ増加ヲ差シテ望ミ難ク、ソノ國民所得ノ増加率モ極メテ低クナルモノナリ。

(2) 勞働生産性ノ變化

假リニ勞働支出量同一ナリトスルモ、勞働ノ生産性が變化スルコトニ
リ、國民所得ノ大サハ頗ル異ナル。

コノ勞働ノ生産性ヲ變化ヤシム可キ要因左ノ如シ。

(1) 勞働ノ質ノ變化

熟練勞働、半熟練勞働、不熟練勞働等、勞働ノ質が變化スルニツレテ
勞働ノ生産性が變化スルハ勿論ニシテ、殊ニ戰時ニハ完全雇傭狀態ニ達
スルト共ニ、更ニ兵力ノ動員ニヨリ、勞働力ノ不足ヲ來シ、熟練勞働ヲ
不熟練勞働、女子勞働、幼年勞働等ニヨツテ代置ヤザルヲ得ザル結果、
勞働ノ質ノ低下ハ不可避ナリ。

(2) 勞働配分ノ構造變化

次ニ假リニ同一質ノ同一量ノ勞働力ガアルニシテモ、ソレ等勞働力ガ
各種産業部門ヘノ配分關係ガ異ナルニツレテ、全體トシテノ勞働ノ生産
性ハ異ナルノデアリ、極ク大體ニ云ツテ、農業部門ニ較ベ工業部門ノ勞
働生産性ハ高ク、同ジ工業部門ノ内デモ消費財工業ニ較ベ資本材工業ノ
勞働ノ生産性ハ高シ。

以生産設備ノ變化

生産設備ノ變化ガ勞働ノ生産性、從ツテ生産力ニ及ボス量的變動ハ、各生産部門ニヨリ生産過程ガ異ナリ、生産設備ガ異ナル爲、別々ニ分析シテケレバナラヌ。而モコノ量的變動ヲ比較的具体的ニ指摘シ得ルハ工業部門ノミナリ。

然レドモ一々ノ産業部門ニ亘ラズ、便宜的方法トシテハ、國民經濟全體ニ於ケル實質資本ノ追加蓄積額ヲ手掛リトスルコトニヨリ、生産設備ノ量的變化ヲ推定シ得。

尙ホ生産設備ノ質的變化即チ設備ノ技術的改良ヲモ願慮セザル可ラズ以テノ實質的國民所得ヲ變化ヤシム可キ要因ノ内、比較的明瞭ニ量的測定ヲ行ヒ得ルモノハ、勞働支出量ノ變化ノミナリ。コレガ爲國民所得ノ變化ニ對スル諸原因ノ量的測定ハ、勞働支出量ノ變化トソノ他ノ變化ノ二ツニ大別スル方法ヲトラザルヲ得ズ。即チ一定年度間ノ實質國民所得ノ年平均増加率ヨリ勞働支出量ノ年平均増加率ヲ差引キ、ソノ差ヲ以ツ

テ労働生産性ノ變化ニ起因スルモノト推定スルノ外ナシ。

斯クテ一國全體ノ生産力、從ツテソノ重要指標タル國民所得ノ變化ヲ量的ニ測定スル方法ハ、一、労働支出量ノ變化ト労働生産性ノ變化ヲ規準トス可キナリ。右ハ結局生産力素材中、労働力（労働支出量ノ變化、労働生産性中ノ労働ノ質ノ變化、労働配分ノ構造變化）ト資本財（労働生産性中ノ生産設備ノ變化）トヲ規準トスルモノナリ。

右二ツノ規準ノ外、更ニ労働力ト資本財トガ結びつき、自然資源ニ働キ掛ケ、採取シ、加工ス可キ原料資材ノ量的測定ガ必要ナリ。右ノ三ツヲ規準トナシ、一應一國全體ノ生産力ノ量的變化ノ測定可能ナリ。

以下斯カル方法ニ依リ今後ニ於ケル米國ノ生産力、從ツテソノ經濟抗戰力増強ノ「チンポ」竝ニ其頭打ノ状態ニ達ス可キ時期ノ測定ヲナサントス。

二、米回國民所得ノ變化竝ニソノ要因

——一九〇九年ヨリ一九四一年ニ至ル——

一九〇九年ヨリ二九年ニ至ル米ノ名目國民所得ハ「レーヴェン」(註一)ノ調査ニ據リ、二九年以後ハ商務省ノ調査(註二)ニ據レリ。且ツ右名目國民所得ノ變化ヨリ物ニコツテ裏ツケラレタル實質的國民所得ノ變化ヲ算出ヤンガ爲、卸賣物價指數ニヨリ換算ヤリ。

(註一) Leven and Others (Brookings Institution), *Americas' Capacity to Consume*, 1934

(註二) U.S. Department of Commerce, *National Incomeⁱⁿ the U.S., 1934-1935*
Statistical Abstract of the U.S.

第一表 米回國民所得ノ變化

(一九〇九年—一九二九) (單位百萬弗)

年 度 別	名目國民所得 (各年度弗)	實質國民所得 (一九一三年弗)	以上ノ前年ニ對比シテ増減	増減率%
一九〇九	二七七二六	二九三七一	(+) 四三〇	(+) 一・四六
一九一〇	二九一七五	二九八〇一	(+) 一、〇二二	(+) 三・五〇
一九一一	二九〇六六	三〇、八二三	(+) 一、二三〇	(+) 四・二三
一九一二	三一、六〇四	三二、〇五三	(+) 一、二五六	(+) 三・九五
一九一三	三三、三〇九	三三、三〇九	(-) 八六〇	(-) 二・五八
一九一四	三二、二五四	三二、四四九	(+) 二、〇六一	(+) 六・三五
一九一五	三五、二〇〇	三四、五一〇	(+) 二、五三四	(+) 七・三四
一九一六	四三、八二三	三七、〇四四	(-) 三、一三三	(-) 八・四六
一九一七	五一、三〇七	三三、九一一	(-) 一、一九一	(-) 三・五一
一九一八	五六、七七〇	三二、七二〇	(+) 一、二二三	(+) 三・七四
一九一九	六三、八八〇	三三、九四三	(-) 二、六五八	(-) 七・八三
一九二〇	六七、三二五	三一、二八五	(+) 一、一七三	(+) 三・七五
一九二一	五二、七四五	三二、四五八		

一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
五九、六〇二	六八、三八一	六九、九二四	七五、九一八	七七、一七七	七七、〇〇三	七九、六七九	八一、九四〇
三七、六〇四	四一、四六八	四二、四〇四	四四、六〇五	四五、七七五	四六、三八七	四七、二三一	四八、五四三
(+) 五、一四六	(+) 三、八六四	(+) 九、三六	(+) 二、二〇一	(+) 一、一七〇	(+) 六、〇九	(+) 八、四四	(+) 一、三一二
(+) 一五・八五	(+) 一〇・二八	(+) 〇・二三	(+) 五・一九	(+) 二・六二	(+) 〇・一三	(+) 〇・一八	(+) 二・七八

(但シ名目國民所得ヨリ實質的國民所得ヲ換算スルニ、「レーヴェ
 ン」ハ勞働省卸賣物價指數ト「カール・スタイダー」ノ一般物價指
 數ノ復合指數ニ據レリ)

第二表 米國國民所得ノ變化

(一九二九年—一九四一年) (單位百萬弗)